

平成23年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成24年9月

法 務 省

目 次

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 法務省の政策体系 | 1 |
| 2 | 平成23年度事後評価実施結果報告書（要旨） | |
| | (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 5 |
| | (2) 法教育の推進 | 6 |
| | (3) 法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究） | 13 |
| | (4) 法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する 犯罪者の処遇に関する総合的研究） | 14 |
| | (5) 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 15 |
| | (6) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 | 33 |
| | (7) 保護観察対象者等の改善更生等 | 40 |
| | (8) 医療観察対象者の社会復帰 | 47 |
| | (9) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施 | 52 |
| | (10) 登記事務の適正円滑な処理 | 61 |
| | (11) 人権の擁護 | 66 |
| | (12) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 | 67 |
| | (13) 出入国の公正な管理 | 68 |
| | (14) 法務行政における国際協力の推進 | 69 |
| | (15) 施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事） | 88 |
| | (16) 施設の整備（苫小牧法務総合庁舎整備等事業） | 89 |
| 3 | 平成23年度成果重視事業実施結果報告書（要旨） | |
| | (17) 出入国管理業務の業務・システムの最適化 | 90 |

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23-（1））

評価実施時期：平成27年 8月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
民事局総務課，刑事局総務課企画調査室

（平成24年 8月は中間報告）

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| 施 策 名 | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁) | 政策体系上の位置付け I-1-(1) |
| 施 策 の 概 要 | <p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。</p> | |
| 予 算 額 | 平成23年度予算額：139,076千円 | 評 価 方 式 総合評価方式 |
| 政 策 評 価 の 結 果 の 概 要 | <p>〔民事関係〕 ○民法等の一部を改正する法律 本法は、親権停止制度の創設等を内容とするものであり、第177回国会に提出し、平成23年5月27日に成立し、同年6月3日に公布された。 ○民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律 本法は、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化することを内容とするものであり、第176回国会に再提出し、平成23年4月28日に成立し、同年5月2日に公布された。 ○非訟事件手続法、家事事件手続法、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 本法は、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合した内容とするものであり、第177回国会に提出し、平成23年5月19日に成立し、同月25日に公布された。 なお、既に国会に提出した法律案のうち、平成23年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。 ○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（平成24年3月提出）</p> <p>〔刑事関係〕 ○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律 本法は、サイバー犯罪及び強制執行妨害事案に対処するものであり、第177回国会に提出され、平成23年6月17日に成立し、同月24日に公布された。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等） 〔民事関係〕 国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものと考えているが、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題は多い。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成24年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。 〔刑事関係〕 サイバー犯罪及び強制執行妨害事案に対しては、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。 企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備とは別に、抜本的に見直す必要があるか見極めるべく、今後も引き続き検討することとする。</p> | |
| 施策に 関係する 内閣の 重要政策（ 施政方針 演説等 のうち 主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 記載事項（抜粋） |

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23- (2))

| <p>施策名</p> | <p>法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書13頁)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-------|-------|-------|----------|---|-------------|--|-------|-------|-------|---------|---|---|---|---|---------|---|---|---|--|-----------|--------|-------|-------|--|---------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会^{*1}及び法教育普及検討部会^{*2}(以下「協議会等」という。)を実施し、協議会等において報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の普及・推進を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>15,574</td> <td>8,859</td> <td>8,323</td> <td>6,168</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>15,574</td> <td>8,859</td> <td>8,323</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>7,546</td> <td>5,419</td> <td>6,331</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 15,574 | 8,859 | 8,323 | 6,168 | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | — | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | | 合計(a+b+c) | 15,574 | 8,859 | 8,323 | | 執行額(千円) | 7,546 | 5,419 | 6,331 | | | | | |
| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 15,574 | 8,859 | 8,323 | 6,168 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(a+b+c) | 15,574 | 8,859 | 8,323 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行額(千円) | 7,546 | 5,419 | 6,331 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日) 第4章-第2-2 司法教育の充実 「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。」 ○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) 第4章-第2-2 司法教育の充実 「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>測定指標</p> | <p>1 協議会等の活動状況</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その協議の内容、法教育について有用な情報を提供する。</td> </tr> <tr> <th>施策の進捗状況(実績)</th> </tr> <tr> <td>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされたほか、文部科学省所属の委員から、新学習指導要領^{*3}の円滑な実施に向けた取組の状況について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成23年度目標 | 協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その協議の内容、法教育について有用な情報を提供する。 | 施策の進捗状況(実績) | 協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされたほか、文部科学省所属の委員から、新学習指導要領 ^{*3} の円滑な実施に向けた取組の状況について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その協議の内容、法教育について有用な情報を提供する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされたほか、文部科学省所属の委員から、新学習指導要領 ^{*3} の円滑な実施に向けた取組の状況について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|------|------|------|------|
| | 共有するとともに、協議会における協議、情報交換の内容を法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) や、法教育のポータルサイトである「法教育フォーラム」ホームページ (http://www.houkyouiku.jp/) に掲載するなどして発信した。 | | | | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | |
| 協議会等の開催実績 (※ 平成19年度及び平成20年度は、法教育の教材作成のための「小学校教材作成部会」及び「私法分野教育検討部会」を開催(平成19年度に8回、平成20年度に20回)したことから、開催実績が突出している。) | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 12 | 22 | 4 | 4 | 8 |

| | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|---|------|------|------|--|
| 測定指標 | 2 法教育に関する広報活動、説明・支援・助言等の実施状況 | 平成23年度目標 | | | | |
| | | 法教育シンポジウムの開催、法教育に関する論文コンクールの実施、各種団体からの講師派遣依頼の募集、法教育の実践に関する支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。 | | | | |
| | | 施策の進捗状況(実績) | | | | |
| | | <p>法教育シンポジウムを開催し、学校現場における法教育の取組の報告や、壇上での公開法教育が行われ、参加者に法教育の意義について理解を深めることができた。</p> <p>また、法教育に関する論文コンクールを実施し、教員等から論文を募集することで、法教育に対する教員等の意識を高め、かつ、先進的な事例を収集することができた。</p> <p>その他、法務省関係機関による法教育授業の実施や、学校への法教育に関する支援・助言等を行った。</p> | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| 1 シンポジウム実施回数(回) | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 2 シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度(%) | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| | — | 81.0 | 67.9 | 80.4 | 85.4 | |

| | | | | | |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 3 論文コンクール応募総数（通） | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | — | — | — | 69 | 60 |

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | <p>【指標 1 について】</p> <p>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ、その取組を通じて培われた法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行った。</p> <p>また、文部科学省所属の委員から、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組についての報告がなされ、法曹関係者との連携や教員研修の重要性について協議、情報交換を行った。</p> <p>各機関においては、今後も法教育の発展に向けた取組を一層充実させるため、協議会等で協議、情報交換された法教育の推進に資する有用な情報を共有し、各機関の今後の実践に活用している。</p> <p>【指標 2 について】</p> <p>平成23年11月26日に東京において法教育シンポジウム（別添）を開催し、学校現場における法教育の取組状況の報告や、有識者による法教育に関するクロストークが行われたほか、登壇した学生に対する公開法教育授業も行われ、法教育の意義について理解を深めることができた。</p> <p>また、法教育に関する論文コンクールを実施し、教員等から「学校現場において法教育を普及させるための方策について－法教育の授業例を踏まえて－」をテーマとした論文を募集することで、法教育に対する教員等の意識を高めるとともに、優秀な論文を発表し、受賞者による報告を実施することで、学校現場における具体的な実践のノウハウも併せて公開（法務省ホームページ：http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00041.html）することができ、学校現場における法教育の先進的な取組について情報発信することができた。</p> <p>そのほか、学校からの要望に応じて法教育授業を実施したり、法教育授業のための補助教材を作成して法教育授業の実践を支援するなどの取組を実施した。</p> |
| | 目標期間終了時点 の総括 | <p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>協議会等において、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換を行い、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、学校現場における法教育授業の実践や指導計画策定等を補助するなどの取組を実施する際に活用している。</p> <p>これらのことから、協議会等を開催して協議、情報交換を行うことは効果的であるといえ、また、協議会等は必要最小限の開催としていることから、効率性も認められる。</p> <p>また、法教育シンポジウムの開催に関しては、参加者160名中、89名から有効回答を得たアンケート調査の結果、参加者の満足度が85.4%</p> |

一セントに達したほか、以下のとおり意見が寄せられており、法教育の意義についての理解を深めることができたといえる。

(参加者からの主な意見)

- ・特に実践報告例は勉強になった。
- ・まだまだ新しい分野であるということを再認識したように思う。
- ・法教育の現状がどうなっているのか、抱えている課題は何か、意義について、とても参考になった。
- ・法教育の対象範囲が狭いと感じた。生まれてから老人までの範囲で考えたい。大変有意義なシンポジウムだった。
- ・すべての学校にこのような取組をしていただくと、世の中はもっとよくなるし、人生も豊かなものになると思う。
- ・これからの教育現場での法教育は必要だと感じ、自分も学びたいと思う。
- ・法教育についての報告を聞いて、自分も中学生や高校生のころからもっと法について興味・関心を持ちたかった。もっと広げるべきだと思った。
- ・これまで積極的になれなかったが、よりよい社会の実現のためにも、取り組む課題であると実感した。
- ・学生による法教育授業は「法の見方、考え方」に対する理解を深め、何よりも法曹の卵が法教育を深く理解する点で意義深いと思った。
- ・学校でも取り組み方が様々にあってよいと思った。普及という面で、ここから数年間の取組が重要と思う。

法教育に関する論文コンクールの実施に関しては、教員、大学院生、弁護士、司法書士等から60通の論文の応募があり、法教育に対する教員等の意識を高め、先進的な取組について情報発信することができたことから、これら取組は非常に効果的であったといえる。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」と明文で求められているほか、平成23年度から小学校において、同24年度から中学校において、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が実施されており、同25年度から高等学校においても同様に実施される。また、消費者教育推進会議及び法制審議会において、成年年齢の引下げに関連して、消費者被害の拡大を防ぐための法教育充実の必要性が挙げられたり、市民団体による提言において、裁判員制度の見直しに関連して、法教育充実の必要性も挙げられている。

これらのことから、引き続き、法律関係機関・団体、教育関係者等と連携を図りつつ、法教育の推進に向け、協議会等における協議、情報収集・発信や、法教育に関する広報活動、協力・支援等の施策を実施していく必要がある。

| | |
|-----------|---------------------|
| する者の知見の活用 | 平成24年7月27日 |
| | 2 実施方法 会議 |
| | 3 意見及び反映内容の概要 なし |

| | |
|---------------------------|----|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | なし |
|---------------------------|----|

| | |
|----|---|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 諸謝金、委員等旅費及び速記料等について、執行実績を反映し経費の削減を図った。 |
|----|---|

| | | | |
|-------|----------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部司法法制課 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|----------------|----------|---------|

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法のあり方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「新学習指導要領」

法教育に関し、法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶこと、私法の基本的な考え方を学ぶこと、憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶこと及び司法が果たす役割と司法参加（裁判員制度）の意義を学ぶことについて、内容の充実が図られた。

別 添

ミライは晴れる。
学(が)こ(と)は、こ(の)青(い)空(の)か(ら)こ(こ)も
こ(の)あ(と)も広(が)つ(て)い(く)。



法教育 シンポジウム

—未来を拓く法教育— *Final*

11/26 | 土 | 13:30-17:00 東京総合美容専門学校 マルチホール
[開場13:00] 〒171-0022 豊島区南池袋2-8-7 TEL 03-3987-2011

平成16年から始まった「未来を拓く法教育」も遂にファイナル。今年度から順次全面实施される新学習指導要領には「対立と合意」、「効率と公正」など法教育の必要性を示すキーワードが示されています。本シンポジウムでは、なぜ、未来を担う子ども達に法的なものの考え方が必要なのかを改めて問い直すとともに、法教育がより広く深く展開していくための新たな可能性を探ります。

主催 | 法務省 / 文部科学省 / 最高裁判所 / 日本弁護士連合会 / 法テラス(日本司法支庁センター) 後援 | 日本司法書士会連合会 / 東京都教育委員会 [お申込方法は裏面をご覧ください](#)

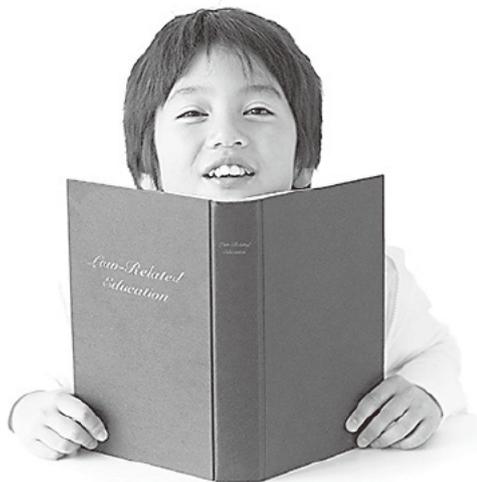
参加
無料
定員300名
※要事前申込

プログラム

- 基調講演 杉田 敦 (法政大学法学部政治学科教授)
- 法教育の新たな展開 (授業実践を中心に)
- ぜいたくクロストーク・公開法教育
土井 真一 (京都大学大学院法学研究科・公共政策連携研究部教授)
井上 英之 (慶応義塾大学大学院准教授・法教育推進協議会委員)

法教育 シンポジウム

—未来を拓く法教育— *Final*



◎プログラム・登壇者プロフィール(敬称略)

ごあいさつ 後藤 博(法務省大臣官房司法法制部長)

基調講演

リベラル・デモクラシーと 法教育:政治学の視点から

杉田 敦(すぎた あつし) 法政大学法学部政治学科教授

東京大学法学部卒、法政大学法学部助教授を経て、現在、法政大学法学部政治学科教授。専攻は、政治理論。主要著書に「デモクラシーの論じ方—論争の政治」(ちほ新書、平成13年)、「境界線の政治学」(岩波書店、平成17年)、「政治への想像力」(岩波書店、平成21年)。

小題

法教育の
新たな展開
(授業実践を中心に)

金沢大学法学部生のみなさん 東京大学法科大学院生のみなさん 品川区教育委員会

小題

ぜいたく
クロストーク
公開法教育

憲法、「新しい公共」、法教育



土井 真一(どい まさかず)

京都大学大学院法学研究科
公共政策連携研究部教授

京都大学法学部卒、京都大学法学部助手、同助教授を経て、現在、京都大学大学院法学研究科・公共政策連携研究部教授。専攻は、憲法、法教育研究会会長、法教育推進協議会会長(第1期)。法教育分野の主要著書に、「はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して」(ぎょうせい、平成17年)、「はじめての法教育Q&A」(ぎょうせい、平成19年)、「法教育のめざすもの—その実践に向けて」(商事法務、平成21年)。



井上 英之(いのうえ ひでゆき)

慶応義塾大学大学院准教授
法教育推進協議会委員

慶応義塾大学経済学部卒業後、ジョージワシントン大学大学院に進学。現在、慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘准教授。専攻は、社会起業、ソーシャルビジネス経営、コミュニティ投資。国内の社会起業家育成・輩出に取り組んでいる。平成17年、北米を中心に展開する社会起業向け投資機関「ソーシャルベンチャー・パートナーズ」東京版を設立。平成21年、世界経済フォーラム(ダボス会議)「Young Global Leader」に選出。平成22年鳩山政権時、内閣府「新しい公共」円卓会議委員。

ごあいさつ 宮崎 浩二(日本弁護士連合会副会長)

◎アクセスマップ

池袋駅から徒歩7分。東池袋駅から徒歩5分。



◎お申し込み方法

FAX、E-mailまたはハガキにてお申し込みください

◎FAXの場合 下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、切り離さずに送信してください。

◎E-mailの場合 参加申込書の内容をご入力いただき、tokyo1126@09su.com宛に送信してください。

◎ハガキの場合 参加申込書の内容をご記入のうえ、ご郵送ください。

*当日ご入場の際には、後日郵送でお届けする参加証が必要です。忘れずにご持参ください。

*このチラシ(参加申込書)は、法務省ウェブサイト(<http://www.moj.go.jp>)からもダウンロード可能です。

*いただいた個人情報は、本シンポジウムのご案内に必要な範囲内で利用し、目的以外には使用いたしません。

お申込み先

〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1丁目10-6-6F
(株)マルクスインターナショナル福岡支社内
「法教育シンポジウム」事務局宛
TEL 092-737-5883

お申込み締切
2011年11月21日(月)

お問い合わせ TEL ☎ 03-3580-4111 [内線2362] E-mail ✉ housei06@moj.go.jp 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省大臣官房司法法制部司法法制課

法教育シンポジウム —未来を拓く法教育— *Final* 参加申込書 事務局行 FAX番号 092-737-5884

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____

年齢 _____ 歳 性別 男 女

ご希望の場合は、にチェックしてください 車イスでの入場

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23－（3））

評価実施時期：平成24年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

| | | | |
|---------------------------------------|--|------------------------------|-------------------------------|
| 施 策 名 | 法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究） (評価書20頁) | 政策体系上の位置付け I－3－(1) | |
| 事業の概要 | GPS装置等の電子機器を利用して犯罪者の位置情報を確認する制度について、既に導入している諸外国（7か国）の法制、実務運用、効果・問題点等を包括的に調査分析し、電子機器を利用した新たな再犯防止施策を検討するための基礎資料を提供する。 | | |
| 予 算 額 | 平成22年度予算額：7,008千円 | 評 価 方 式 | 事業評価方式 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>本研究は、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」がGPS装置を利用した再犯防止施策の検討を要請したことを受け、諸外国の位置情報確認制度の調査分析により、新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を提供することを目的とし、外部有識者等で構成される研究評価委員会が研究評価のために設定した「研究評価委員会による評価基準」（以下「評価基準」という。）において、相当程度以上に効果があった（70点満点中56点以上）との評価を得ることを目標とした。</p> <p>犯罪者処遇における位置情報確認技術の利用の在り方は、法務省における審議会や会議でも議論され、効率的・効果的な矯正・更生保護分野における犯罪者処遇や再犯防止施策の検討に密接に関連する時宜にかなった研究であり、本研究のように実務的で網羅的な調査は他の研究機関等では行われておらず、本研究を行う必要性は極めて高かった。研究を行うに当たっては、多様な形で位置情報確認制度を犯罪者の処遇に利用している各国状況を文献調査と現地調査とを組み合わせ非常に効率的に調査している。さらに、その成果は、実務家や研究者以外の者にとっても、分かりやすくまとめられ、法務総合研究所研究部報告として公刊され、法務省ホームページ上でも一般に公開されており、この種の制度の検討や大学等における研究に大いに利用されることが見込まれ、研究結果は有効であった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から高く評価され、評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められ、諸外国の位置情報確認制度を調査分析することによりGPS装置等を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を提供するとの目的を達成したものと評価できる。</p> | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 | 平成20年12月22日 （犯罪対策閣僚会議決定） | 第2－2－⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討 |

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23－(4)）

評価実施時期：平成24年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

| | | | | |
|-------------------------------------|---|-----------------------------|--|---------|
| 施策名 | 法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究） （評価書32頁） | | 政策体系上の位置付け | I－3－(1) |
| 事業の概要 | 飲酒（アルコール）の問題を有する受刑者及び保護観察対象者について、飲酒頻度・飲酒量、飲酒に関連した問題行動等と犯罪との関連を調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施する上で必要な基礎資料を提供する。 | | | |
| 予算額 | 平成20年度予算額：3,902千円 平成21年度予算額：2,006千円 | 評価方式 | 事業評価方式 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>本研究は、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の再犯防止策を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とし、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、相当程度以上に効果があった（70点満点中56点以上）との評価を得ることを目標とした。</p> <p>再犯防止施策の充実が法務省の重点施策であるところ、その具体策である犯罪者の問題性に応じた処遇策の一つにアルコールの問題を抱える犯罪者の処遇策が位置付けられることから、本研究は法務省の重点施策に関連するとともに、刑事施設、保護観察所の保有するデータや受刑者及び保護観察対象者等に対する回答に基づく実証的・総合的研究であって、法務省以外での実施は著しく困難なものであり、研究の必要性は高かった。研究では、十分な数の受刑者と保護観察対象者を調査対象とし、また、法務省各部局の保有するデータ等を用いて、費用対効果として合理性のある研究手法を採るなど、調査対象の設定、研究の手法・実施体制等もおおむね適切で効率的なものであった。飲酒の問題を有する犯罪者を扱った初めての実証的研究として、研究の成果が、法務総合研究所研究部報告として公刊され、法務省ホームページ上でも一般に公開されており、刑事施設及び保護観察所における飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の在り方等の法務省における施策の立案・検討に用いられているほか、今後も大学等における研究にも利用が見込まれ、研究結果は有効であった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から高く評価され、評点の合計は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められ、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施するのに必要な基礎資料を提供するという目的を達成したと評価できる。</p> | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） | |
| | 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 | 平成15年12月18日 （犯罪対策閣僚会議決定） | 第5－(9) 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化 第5－(10) 更生保護制度の充実強化 | |

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23-5)

| <p>施策名</p> | <p>検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)) (評価書45頁)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|-----------|-----------|-----------|------|------|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---|---|---------|---|---------|---|---|-------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|---------|--|-----------|-----------|-----------|--|--|--|--|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・捜査に關与する通訳人を確保するとともに、通訳人に対して、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度についての理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処する。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>3,007,128</td> <td>3,153,692</td> <td>2,717,136</td> <td>3,655,869</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>762,230</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,738</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>3,007,128</td> <td>3,153,692</td> <td>3,482,104</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円)</td> <td>2,822,597</td> <td>2,912,762</td> <td>3,060,714</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 3,007,128 | 3,153,692 | 2,717,136 | 3,655,869 | 補正予算(b) | 0 | 0 | 762,230 | — | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 2,738 | | 合計(a+b+c) | 3,007,128 | 3,153,692 | 3,482,104 | | 執行額(千円) | | 2,822,597 | 2,912,762 | 3,060,714 | | | | | |
| 区分 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 3,007,128 | 3,153,692 | 2,717,136 | 3,655,869 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補正予算(b) | 0 | 0 | 762,230 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 2,738 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(a+b+c) | 3,007,128 | 3,153,692 | 3,482,104 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行額(千円) | | 2,822,597 | 2,912,762 | 3,060,714 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条¹</p> <p>○犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅴ-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 <p>「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」</p> <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 <p>「国際的な犯罪に的確に対処するため、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>測定指標</p> | <p>1 検察庁における通訳人体制の充実・強化</p> | <p>平成23年度目標</p> <p>通訳人に対して、刑事司法手続についての知識や基礎的法律知識の習得につながるセミナーを実施することにより、能力の向上を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|------|------|-------|------|
| | | 施策の進捗状況（実績） | | | | |
| | | <p>全国から比較的通訳経験の少ない通訳人を参加させて通訳人セミナーを開催し、刑事手続全般についての講義、通訳人講師からの講義及び検察官との座談会等を行い、別添1-1のとおり、セミナー後のアンケートにおいても、参加者全員から「有意義である」旨の回答を得るなど、通訳経験の比較的少ない通訳人の能力の底上げ効果を図ることに貢献し、通訳体制の充実・強化に資するものとなった。</p> | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | 通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査結果（セミナーを有意義とする回答率）（％） | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | — | 95.4 | 92.0 | 95.7 | 100.0 | |

| | | | | | | |
|------|---|--|------|------|------|------|
| 測定指標 | 2 被害者支援担当者の育成 | 平成23年度目標 | | | | |
| | | <p>被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。</p> | | | | |
| | | 施策の進捗状況（実績） | | | | |
| | | <p>被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、専門家等による講義や被害者支援における推奨事例及び問題点等についてのフリーディスカッションを行い、被害者支援担当者の知識・技能の習得に貢献し、対応能力の向上を図ることができた。</p> | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％） | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | | 90.1 | 94.3 | 96.2 | 91.3 | 95.0 |

| | | | | | | |
|------|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 測定指標 | 3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況 | 平成23年度目標 | | | | |
| | | <p>国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。</p> | | | | |
| | | 施策の進捗状況（実績） | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|------|-------|-------|-------|-------|
| | <p>検察活動の意義・役割について国民に正しく理解してもらう目的で、全国の検察庁において、別添3のとおり広報活動を実施した。</p> <p>特に、法教育の重要性が高まりつつあることから、教育現場を対象とした積極的な広報活動を展開し、検察の意義・役割について、幅広い層の国民の理解を得ることができた。</p> | | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | 広報活動の実施回数（回） | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | | 828 | 1,087 | 1,339 | 1,287 | 1,187 |

| | |
|----------------|---|
| 施策に関する 評価結果 | <p>目標の達成状況</p> <p>【指標1について】</p> <p>平成23年6月2日から6月3日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人70名が参加する通訳人セミナーを実施した。</p> <p>本セミナーでは、比較的通訳経験の少ない通訳人に絞って参加者を選定した上、刑事手続全般についての講義のほか、通訳の正確性が実際に争われた具体的事案についての講義を行い、捜査通訳人として必要な基本的知識や留意すべき点等の補完と定着に努めた。</p> <p>また、ベテランの通訳人講師から捜査通訳の留意点につき講義を行った上、検察官との座談会（分科会と全体会）により、捜査通訳の経験上疑問に感じた点等について検察官に質問したり、他の通訳人と意見・情報交換を行ったりした。このような一連の講義・座談会を通じて、通訳経験の比較的少ない通訳人の能力の底上げ効果があったといえる。</p> <p>また、セミナー終了後に、セミナーの効果測定を行うとともに、今後のセミナーのカリキュラム等の策定に資するため、セミナー参加者全員に対してアンケート調査を実施したところ、同セミナーに参加した70名全員から回答を得ることができ、全員が、同セミナーについて「有意義である」旨回答した。これは、通訳人による主観的評価ではあるものの、通訳人がこれまで得ていなかった知識等を本セミナーにより得ることができた事実を示すものといえることができるから、同アンケート結果も、本セミナーが参加通訳人の能力向上に役立ったと評価できる一要素であると考えられる。（別添1－1参照）。</p> <p>さらに、本セミナーの成果を全国で共有するため、通訳人と検察官の座談会において出された意見も含めて、その概要を取りまとめて各庁に情報提供した。各庁においてこれらの概要を各庁に登録された通訳人にも情報提供することで、セミナーに参加しなかった通訳人の能力向上にも資すると考えられる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成23年11月1日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。</p> <p>同研修では、被害者支援に関する諸制度の運用と実情や、民間支援団体等と連携した被害者支援の具体的なモデルケース等に関し、専門家等の講義を行ったほか、被害者支援における推奨事例や問題点等につき、刑事局職員と研修員の間でフリーディスカッションを行うなど、被害者</p> |
|----------------|---|

| | |
|--------------------|--|
| | <p>支援担当者に必要な知識・技能の習得を図った。</p> <p>研修終了後には、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得ることができた。</p> <p>その中で、76名（95.0パーセント）が、同研修を「有意義である」と回答した（別添2-1参照）。</p> <p>【指標3について】</p> <p>前年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、検察活動の意義・役割について国民に正しく理解してもらうことを目的とする広報活動を実施した（別添3参照）。</p> <p>特に、平成23年度から教育現場で実施されている新しい学習指導要領では、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実され、教育現場における法教育の重要性がより一層高まったことから、小学・中学・高校に重点を置き、法教育の趣旨を取り入れた積極的な広報を展開した。</p> <p>平成23年度の広報活動の実施回数は1,187回であり、活動への参加人数は合計9万2,225人であった（別添3参照）。</p> <p>なお、広報活動終了後に参加者にアンケートを実施する場合もあり、その際出された意見や感想は、今後の広報活動をより充実したものとするための参考としている。</p> |
| <p>目標期間終了時点の総括</p> | <p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>通訳人セミナーにおいては、比較的通訳経験が少ない通訳人に対し、刑事手続の基本的理解を定着させるとともに、通訳の正確性が争われた実例を紹介するなどした。また、通訳業務に関する通訳人の疑問点解消のための座談会を設けるなど、セミナーの対象とした比較的経験の浅い参加者にとって、必要な知識・技能を着実に習得させる内容であった。</p> <p>また、本セミナーを通じて通訳人から出された意見や要望等（通訳人が抱える問題意識や課題等）を適切に把握し、通訳人支援ホームページ（通訳人登録した者が閲覧でき、基本的な刑事手続や過去に問題となった事例などが掲載されているもの）への掲載やその他の方法により、今後、通訳人の知識・技能の習得に役立てるための情報提供を行っていくこととしたい。</p> <p>被害者支援担当者中央研修においては、被害者支援に関する諸制度の内容や運用状況、実務における問題点等について情報共有するとともに、被害者支援における推奨事例や問題点等についてフリーディスカッションを行うなど、必要な知識・技能を習得させる内容であった。</p> <p>また、上記いずれの研修も研修後に実施したアンケートにおいて「有意義である」との回答が90パーセントを超えており、各研修員において、必要な知識・技能の習得及び資質の向上に役立ったと考えられ、検察機能の強化という観点から、本取組が有効であったということが認められる。また、中央で研修を行うことにより、全国均一な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに講師の時間や費用を最小限に抑えることができ、効率性も認められる。</p> <p>検察の機能や役割に関する広報活動については、ホームページによる周知のほか、職員等による1,187回に及ぶ幅広い国民に対する広報活動の実施により、検察の機能や役割に関する国民の理解が深まったといえ、有効性が認められる。また、これまでの広報活動によって培った経験やネットワークを活用するとともに、全国統一的なパンフレットを利用し</p> |

て職員自らが説明するなど効率的な広報活動を実施した結果、広報活動の際のアンケートでは、多くの参加者から検察の機能や役割を理解した旨の回答をいただいた（広報資料については、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji12.html）を参照）。

こうした取組内容を通じて、社会情勢に対応した検察機能の強化を図り、検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力を得ることができたといえる。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際化の進展に伴い外国人が関与する事件への対応の重要性が依然として高い上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、外国人が関与する事件を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、引き続き、全国統一的に、捜査手続における通訳の正確性・公平性を確保する方策が必要であり、内容を検討しながら、本セミナーを継続していくことが必要である。

この点、平成24年度の通訳人セミナーについては、「刑事手続における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構え等を習得させるだけでなく、同一言語を使用する通訳人間での議論を深めることにより、当該言語に特化した質の高い通訳人の育成を図ること」を目的として、より効果的なセミナーとなるように、通訳言語を特定の言語（中国語（北京語）・ポルトガル語・スペイン語）に限定するなどのカリキュラム変更を行った。

また、かねてより、一部の通訳人に対するセミナーの実施が日本全国にいる通訳人の質の向上につながるのか疑問である旨、委員から御指摘を受けてきたところである。そこで平成24年度からは、セミナーを受けた通訳人らに通訳全般に関わる問題点のほか、言語別の通訳上の問題点を議論してもらい、その議論状況を集約したペーパーをセミナー参加者に限らず全国の通訳人に配布することによって、全国の通訳人の質の向上につなげることとした。平成25年度以降も、別の言語の通訳人を対象に、同様の方式によるセミナーを実施していく予定である。

なお、セミナーにおける議論状況を集約した内容は全国の検察官にも周知する予定である。

平成23年3月に策定された「第二次犯罪被害者等基本計画」では、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られることを目標としており、犯罪被害者等が刑事手続に適切に関与できる機会を拡充する取組や、犯罪により受けた精神的被害の回復等の取組等が掲げられている。

上記取組の実現には、被害者支援担当者において、犯罪被害者等に適切に対応するための知識と技能を習得することが不可欠であり、そのためには、引き続き、本研修を継続的に実施する必要がある。

なお、次年度の研修カリキュラムの策定に当たっては、アンケート結果等を十分踏まえた上、より実効性のある研修を実現したい。

近時、検察に対して国民の厳しい目が向けられている状況の中で、検察の使命や検察活動の意義・役割について、国民から正しい理解を得るために、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るとともに、学校教育だけでなく市民教育も含めた幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく必要がある。

よって、今後も引き続き、検察が社会情勢の変化を適切に把握し、的

| | |
|--|---|
| | 確に対応できるよう、検察機能のより一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。 |
|--|---|

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 通訳人セミナー終了後のアンケートは、セミナーを有意義とする回答へ傾きやすい形式になっており、改善すべきではないか。 〔反映内容〕 平成24年度の通訳人セミナー終了後のアンケートでは、これまでの委員の御指摘を踏まえ、各問に対し、「はい」「どちらとも言えない」「いいえ」のどの選択肢を選んだ場合も、その理由を記載する欄を設けたほか、自由記載欄を設けた。</p> |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳人セミナー全体及び各講義等についてのアンケートに関する調査結果は、刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。 |
|---------------------------|---|

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>謝金について単価を見直し、経費を削減した。また、通訳人セミナーにおいて、研修内容を見直し、経費を削減した。</p> |
|----|---|

| | | | |
|-------|-------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 刑事局総務課企画調査室 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|-------------|----------|---------|

*1 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

別添1-1

○参考指標

通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査

| 指 標 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 有意義とする回答の割合 | 92.0% | 95.7% | 100.0% |
| 有意義とする回答数※ | 46 | 67 | 70 |
| アンケート回答者数 | 50 | 67 | 70 |
| 参 加 人 数 | 50 | 70 | 70 |

※ 平成21年度から、通訳人セミナー全体について「有意義である」「どちらとも言えない」「有意義でない」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者50人全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が46となり、有意義とする回答の割合が92.0パーセントであった。

平成22年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名中67名から回答を得て、うち有意義とする回答数が67となり、有意義とする回答の割合が95.7パーセントであった。

平成23年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が70となり、有意義とする回答の割合が100.0パーセントであった。

参考資料

別添1-2 平成23年度通訳人セミナー日程

別添1-3 「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

平成23年度通訳人セミナー日程

日程 平成23年6月2日(木)～3日(金)

会場 法務総合研究所第1教室ほか

| 月日 | 時間 | 事項 |
|-------------|-------------|--|
| 6月2日 (木) | 13:00 | 集合 ※第1教室 |
| | 13:10～13:30 | オリエンテーション |
| | 13:30～13:45 | 開始式 |
| | 13:45～15:15 | 講義(1) 「刑事手続について」 刑事局付(公安課) |
| | 15:15～15:30 | 休憩 |
| | 15:30～16:40 | 講義(2) 「通訳に関する具体的事例について」 刑事局付(公安課) |
| | 16:40～16:55 | 休憩 |
| | 16:55～18:15 | 講義(3) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」 |
| 6月3日 (金) | 9:30 | 集合 ※第1教室 |
| | 9:30～9:35 | オリエンテーション |
| | 9:35～9:40 | 各分科会会場に移動 |
| | 9:40～12:00 | 検察官との座談会 分科会 (適宜休憩) ※1班(第3教室), 2班(第1セミナー室), 3班(共用会議室) 4班(第4教室), 5班(第6教室) |
| | 12:00～13:00 | 休憩(昼食) ※第1教室利用可 |
| | 13:00～14:30 | 検察官との座談会 全体会 |
| | 14:30～14:40 | 休憩 |
| | 14:40～15:00 | 終了式(解散) |

| 質問項目 | 回答内容 | 回答人数 | 割合 |
|---------------------------------|--|------|--------|
| 1. 本セミナーの評価について | | | |
| (1) 本セミナー全体について | 有意義 | 70 | 100.0% |
| | どちらとも言えない | 0 | 0.0% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 主な意見の要旨 | ・(有意義であるに○をつけたが)講義時間をもっと長くしてほしい。 | | |
| (2) 講義(1)「刑事手続について」について | 有意義 | 68 | 97.1% |
| | どちらとも言えない | 1 | 1.4% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 1 | 1.4% |
| 主な意見の要旨 | ・講義内容が全部紹介されなかったので、次回から質疑応答は最後にまとめて行ってほしい。 ・もっと時間をかけ、法律用語、外国人犯罪の動向、取調べ等についても講義してほしい。 | | |
| (3) 講義(2)「通訳に関する具体的な事例について」について | 有意義 | 68 | 97.1% |
| | どちらとも言えない | 1 | 1.4% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 1 | 1.4% |
| 主な意見の要旨 | ・今後の通訳を行う上で参考となる講義内容だった。 ・実例とともに通訳の正確性の重要性を説明してもらいとても興味深かった。 ・講義内容が全部紹介されなかったので、次回から質疑応答は最後にまとめて行ってほしい。 | | |
| (4) 講義(3)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について | 有意義 | 57 | 81.4% |
| | どちらとも言えない | 11 | 15.7% |
| | 有意義でない | 1 | 1.4% |
| | 無回答 | 1 | 1.4% |
| 主な意見の要旨 | ・経験に基づく話を聞いたことは興味深かった。 ・役に立ったが、通訳人講師のお話が聞き取りづらかった。 ・個人的に参考にならなかった。 ・分科会・全体会と内容が重なった。 | | |
| (5) 「検察官との座談会 分科会」について | 有意義 | 68 | 97.1% |
| | どちらとも言えない | 0 | 0.0% |
| | 有意義でない | 2 | 2.9% |
| | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 主な意見の要旨 | ・経験者の話をじっくり聞いたのでよかったと思う。 ・テーマに基づくディスカッションを行うこと自体は良いと思ったが、個人の見解による展開が多く見られ、検察官の方々の側から通訳人に要求することをもっとはっきり聞きたかった。 ・話題に「今までの経験で難しかったこと」を入れてほしい。 | | |

「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 70人

| 質問項目 | 回答内容 | 回答人数 | 割合 |
|--|---|------|-------|
| (6)「検察官との座談会 全体会」について | 有意義 | 64 | 91.4% |
| | どちらとも言えない | 5 | 7.1% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 1 | 1.4% |
| 主な意見の要旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の分科会のテーマが事前に知らされなかったため、全体会でその結論のみを聴くことになり、考える時間が持てなかった。 ・各班の話したことはほぼ一緒だったので、その時間、検察官の話が聞けたらもっと勉強にはなるのではないかと思う。 ・分科会の発表の時間を短くし、質疑等の時間を増やしてほしい。 | | |
| (7) 本セミナーを受けて今後の通訳業務に活用できることはありますか。(主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・検察官とコミュニケーションをとることが大切だと思った。 ・各言語の背景にある文化的への理解が必要だと思った。 ・自分以外の通訳人の経験が聞けて勉強になった。 ・中立で正確な通訳が重要と再認識した。 ・刑事手続について、より理解が深まった。 | | |
| 2. 本セミナーの講義等について | | | |
| (1) 講義(1)「刑事手続について」について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・チャート等の資料を用いているなど説明が分かりやすかった。 ・法律用語の違いがよくわかった。 ・今後の仕事のため、もっと勉強したいと思った。 ・時間が足りなかった。 | | |
| (2) 講義(2)「通訳に関する具体的な事例について」について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・事例の紹介があり説明が分かりやすく、とても参考になった。 ・通訳の正確性がいかに重要なかを改めて認識することができた。 ・被疑者と対面するとき「怖い」と思うことがあったが、この講義で中立性を学び、心強く感じた。 ・大前提として日頃語学力向上のために研鑽を積む重要性を改めて感じた。 ・具体的な事例がもっとたくさんほしかった。 ・具体的な事例だけに(少数言語はともかく)言語別に分けていただいたらより充実した時間が過ごせたのではないかと思う。 | | |
| (3) 講義(3)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の通訳業務に役に立つと思う。 ・3人の通訳人の方々が自身の経験を踏まえて語った留意点はとても参考になった。 ・自分に置き換えていろいろと考えさせられた。 ・あらかじめ相談し、共通項が提示されたなら聞き手として混乱することもなかったと思うが、総じて自ら考えるきっかけとなり良かった。 ・発表者の声が小さく聞き取りにくかった。 ・各先生の意見が相違する点があり、戸惑う場面があった。 ・それぞれがばらばらな内容を話したため全体的に要点のぼやけた内容になってしまったように思う。 | | |
| (4)「検察官との座談会 分科会」について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・時間が経つのを忘れるほど有意義な時間だった。 ・録音・録画について紹介があった点が良かった。 ・各地方検察庁の実情を知る良い機会となった。 ・取調べの事前打ち合わせで確認しておかなければならない内容について改めて確認することができて、とても良かった。 ・全員が平等に発言できるようにしていたらもっとよかった。 ・同じ言語の通訳人の勉強会があってもほしい。 ・時間の割に議題の件数が多かった。 ・あまり質問することができなかった。 | | |

「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 70人

| 質問項目 | 回答内容 | 回答人数 | 割合 |
|--|--|------|----|
| (5) 「検察官との座談会 全体会」について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・本セミナーのまとめとして有意義な内容だった。 ・みなさんの意見をまとめていただいて、よかった。 ・通訳人としてのいろいろな疑問の答えをこの座談会で見つけることができた。 ・同じテーマでも班によりとらえ方や討論の結果が分かれ興味深かった。 ・セミナーの内容等を地方へ反映されるようにしてほしい。 ・発表の時間は必要最小限とし、質疑応答の時間を十分にとってほしかった。 | | |
| 3. 本セミナーの日程等について | | | |
| (1) 日程について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・適当だった。 ・期日を増やして、内容を濃くしてほしい。 | | |
| (2) 開催場所について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の歴史的建物であり、極めて印象的であった。 ・便利な場所でもよかった。 ・全国の異なる状況について話を聞いたのはよかったが、東京まで地方から出向くのは負担が大きい。 | | |
| (3) 運営方法について (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの役割や進行にも問題はなく、スムーズに行ったと思う。 ・通訳人同士のコミュニケーション時間がもう少しあればよかった。 | | |
| 4. 本セミナーの内容について | | | |
| 今後、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等 (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・次回のセミナーでは録音録画の件をより多く取り入れる方が良い。 ・検察官からみた通訳人のあり方。どういう点にもっと留意したらよいかなど不満点、改善すべき点など多々あると思われるので、率直な意見を聞ければ、参考にしてよりよい通訳が出来ると思う。 ・通訳人に関する具体的事例をもっとやってほしかった。 ・言語ごとの分科会の実施があればと思う。 ・前回のセミナーで問題となったことを簡単に紹介してほしい。 ・可能なら東京地検以外の検事・関係者にも参加してほしい。 ・セミナーの回数を増やしてくれたらいいと思う。 ・施設の見学、検察官の体験報告。 ・地方でも年1回、このようなセミナーがあればいいと思う。 | | |
| 5. 配付資料について | | | |
| 配布資料に関する御感想等 (主な意見の要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の通訳業務に役立つ資料である。 ・資料についても講義に取り入れてほしい。 ・セミナーの前に目を通す機会があれば予習できて良かったと思う。 | | |
| 6. その他(主な意見の要旨) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・期待以上に得たものが多く、有意義かつすばらしい時間だった。 ・今回のセミナーを受けて手続や捜査通訳の留意点などをもっと理解できた。 ・通訳人の横のつながりが出来る、あるいは悩みや苦しみを共有する良い機会となり、文面だけでは得ることが出来ない価値があった。 ・全国から様々な言語の方たちが一堂に会する機会は本当に貴重であり、その場に参加し、学ぶ事が出来たのはとても有意義な経験だった。また多くの方のプロ意識の高い発言を聞いて身の引き締まる思いがした。 | | | |

※上記アンケート集計結果一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

別添2-1

○参考指標

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

| 指 標 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有意義とする回答の割合 | 90.1% | 94.3% | 96.2% | 91.3% | 95.0% |
| 有意義とする回答数 | 64 | 66 | 51 | 73 | 76 |
| アンケート回答者数 | 70 | 70 | 53 | 78 | 79 |
| 参加人数 | 71 | 70 | 53 | 80 | 80 |

<アンケート回答内容>

| 研修全般の内容について | | | |
|-------------|------|-------|---|
| 回答内容 | 回答人数 | 割合 | 主な感想 |
| 有意義である | 76 | 95.0% | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての被害者支援団体で被害者を長期的に支える必要があることを痛感した。 ・支援センター等の関係団体と検察庁の連携が重要であると感じた。 ・通常、検察庁単位で支援を行っているため、他の検察庁の取組状況について情報を得ることができた。 ・各講義の時間が比較的短時間に設定されているため、負担が少なく講義に集中することができた。 |
| どちらとも言えない | 3 | 3.8% | <ul style="list-style-type: none"> ・より実務的な研修を希望する。 |
| 有意義でない | 0 | 0.0% | |
| 無回答 | 0 | 0.0% | |
| 不提出 | 1 | 1.3% | |

※上記「アンケート回答内容」一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

参考資料

別添2-2 被害者支援担当者中央研修日程

別添2-3 被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

| 平成23年11月1日(火) | |
|---------------|----------------------------------|
| 時 間 | 実 施 内 容 |
| 9:30 | 開 場 |
| 9:45 | 事務連絡 |
| 10:00 ~ 10:15 | 開始式 |
| 10:20 ~ 11:30 | 講 義 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 河原誉子 |
| 11:30 ~ 13:00 | 休 憩 |
| 13:00 ~ 14:15 | 刑事局説明 刑事局付(総務課) 白鳥智彦 |
| 14:30 ~ 16:10 | 講 義 被害者支援都民センター 相談支援室長代理 池田志津 |
| 16:35 ~ 17:15 | フリーディスカッション・質疑応答(注) |
| 17:15 ~ 17:45 | 事務連絡等 |

(注)フリーディスカッションには、渡邊刑事局付、白鳥刑事局付が出席する。

被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 79人

| 質問項目 | 回答内容 | 回答人数 | 割合 |
|--------------------|---|------|-------|
| 1. 研修全体 | | | |
| 開催時期(11月1日) | 早い | 0 | 0.0% |
| | 適当 | 72 | 90.0% |
| | 遅い | 7 | 8.8% |
| | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 期間(1日) | 長い | 0 | 0.0% |
| | 適当 | 74 | 92.5% |
| | 短い | 5 | 6.3% |
| | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 内容 | 有意義 | 76 | 95.0% |
| | どちらとも言えない | 3 | 3.8% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 主な理由 | <p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援員としての責務を再認識した上、教わるが多かった(意見多数)。 ・普段は漏れる情報でも研修の機会があれば、再確認できる。 ・被害者支援担当者が一同に会して、意見交換ができること(意見多数)。 ・事務担当者等から講義や刑事局からの説明等が受けられること。 ・最新の情報・知識が得られるため(意見多数)。 ・民間の支援団体の活動を知ることにより、連携を深めることができる。 ・基礎的な法律・支援業務の再確認(意見多数)。 ・被害者支援活動状況調べを作成・配布していただき、各庁における具体的な活動状況が分かり、有意義である。 ・現在の支援の実情や今後の計画などが分かり有意義であった。 ・改めて被害者の心情を常に考えて対応しなければならぬと感じた。 ・内閣府、被害者支援都民センターの方の話を聞いたから。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やや具体性に欠ける。 ・実務的研修を希望する。 ・開催時期の問題もあるが、役に立つ情報もあれば、既に自分で勉強して理解している内容もあった。 | | |
| 今後の被害者支援活動に活用できること | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の被害者の対応等に活かしていきたい(意見多数)。 ・研修資料を活用する。 ・再度被害者の心情に思いやり、各法律などの知識を修得して責任を持った言動で支援活動に臨みたい。 ・関係機関・団体等の連携を重要性を感じ、今後積極的に連絡を取り連携を深めたい(意見多数)。 ・制度の内容を知ることにより、内容を被害者に分かり易く説明し、被害者の権利を行使できるよう助言する。 ・被害者保護のための諸制度を再度聞くことで今後の支援に役立てていきたい。 ・支援業務は法令に則り臨機応変に対応できるよう勉強しなくてはならないので講義の説明をもとに活用したい。 ・さらなる研さんの必要性(意見多数)。 ・より一層、被害者等の対応に誠意を持って心掛けたい(意見多数)。 ・各庁の実情等を踏まえて、業務に幅が出ると思う。 ・忙しくても事務的ではなく、ていねいな対応に努めたい。 ・他機関との連携、特に被害者支援団体との情報の提供・供給を検察官にも積極的に取り組んでもらうよう進言したい。 ・本日参加していない支援員に伝達して、今後活かしていきたい。 ・原庁に戻って立会事務官に対して指導していきたい。 ・他機関との連携の一環として庁内における研修を実施したい。 ・庁内において、他の支援員・事務官と協議するなどして活かしたい。 | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|----|-------|-----------|----|-------|--------|---|-------|-----|---|------|
| <p>主な感想</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大変参考となったので、今後の業務に生かしたい(意見多数)。 ・これまで以上に被害者の気持ちになり対応すべきことを再認識。 ・今後は被害者対検察庁と言うことで対応するのではなく、全ての被害者支援団体で被害者を長期的に支える必要があることを痛感した(意見多数)。 ・関係団体、特に支援センターと検察庁の連携が重要であると感じた(意見多数)。 ・もっと早い時期に研修機会を設けていただきたかった。 ・各講師ともはきはきした解説があり、時間が経つのが早く感じられるくらいよかった。 ・分かり易い講義で勉強になりました。 ・職場内で孤立しがちな支援員にとって本研修の存在意義は大きい。 ・業務上、隣接地検の被害者支援員と協力して行う事案もあって、電話だけでなく、直接話をする機会が得られた。 ・判っていると思っていた問題について、再認識できたのが有意義となった。 ・ワンストップ支援センターの設置という考え方に接し、このような支援ができるのかという思いを新たにすると共に、今後の支援拡大に期待したい。 ・各講義の時間が比較的短時間に設定されているので、負担が少なく集中できるので、時間割の設定がよかった。 ・基本に立ち返る意味で有意義であった。 ・支援員の方の生の声を反映させる場があればさらに良かったと思う。 ・基本的に検察庁単位で支援しているので他の検察庁がとんな取組をしているか分かるので良い。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 講義・内閣府犯罪被害者等施策推進室 河原参事官</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>時間(1時間10分)</p> | <table border="1"> <tr> <td>長い</td> <td>1</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>適当</td> <td>69</td> <td>86.3%</td> </tr> <tr> <td>短い</td> <td>9</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 長い | 1 | 1.3% | 適当 | 69 | 86.3% | 短い | 9 | 11.3% | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 長い | 1 | 1.3% | | | | | | | | | | | |
| 適当 | 69 | 86.3% | | | | | | | | | | | |
| 短い | 9 | 11.3% | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 0 | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| <p>内容</p> | <table border="1"> <tr> <td>有意義</td> <td>77</td> <td>96.3%</td> </tr> <tr> <td>どちらとも言えない</td> <td>2</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>有意義でない</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 有意義 | 77 | 96.3% | どちらとも言えない | 2 | 2.5% | 有意義でない | 0 | 0.0% | 無回答 | 0 | 0.0% |
| 有意義 | 77 | 96.3% | | | | | | | | | | | |
| どちらとも言えない | 2 | 2.5% | | | | | | | | | | | |
| 有意義でない | 0 | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 0 | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| <p>主な理由</p> | <p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳しい説明(第二次基本計画・他機関等との連携)を受けよく理解できた(意見多数)。 ・資料だけでなく、それに絡めた事例等が述べられており、分かり易かった。 ・法律の立案趣旨等を知ることができた。 ・民間支援団体から回答を受けた支援の具体的な内容及び対応した機関・団体等の照会は今後の被害者対応につき大いに参考となると思われた。 ・被害者支援ネットワークについて知識を得られたことはよかった。 ・中央において、基本計画に携わる方から説明を聞いたこと。 ・基本計画によりこれまで進められてきた被害者支援をどう拡充して行くかの方向性が理解でき、さらに被害者が望む支援の実現には各方面の連携による支援が必要であると思った。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答なし。 | | | | | | | | | | | | |

| 質問項目 | 回答内容 | 回答人数 | 割合 |
|------------------------|--|------|-------|
| 3. 講義・白鳥局付 | | | |
| 時間(1時間15分) | 長い | 2 | 2.5% |
| | 適当 | 72 | 90.0% |
| | 短い | 1 | 1.3% |
| | 無回答 | 4 | 5.0% |
| 内容 | 有意義 | 65 | 81.3% |
| | どちらとも言えない | 9 | 11.3% |
| | 有意義でない | 1 | 1.3% |
| | 無回答 | 4 | 5.0% |
| 主な理由 | <p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者保護のための諸制度の運用と実情については、基本を再び勉強できた。 ・被害者保護のための諸制度を分かり易く詳しく説明を受け、自分の同制度に対する知識が整理できた。 ・被害者通知、被害者の裁判傍聴、被害者参加制度などを具体的に説明していただき有意義であった(意見多数)。 ・法解釈で今まで理解が不十分であったところ、今回の講義を聴いて、理解を深めることができた(意見多数)。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し時間を取って講義をお願いしたい。 ・実情面をもっと説明していただければよかった。 ・実例をまじえて説明していただきたかった。 <p>(「有意義でない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おさらい的内容であり、この程度の知識は各人有していると思われるため。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察審査会制度については、本研修参加者は検察庁のOBなどであるため、簡略にして他の事項の講義を詳細にした方が良かった気もする。 | | |
| 4. 講義・被害者支援都民センター 池田先生 | | | |
| 時間(1時間40分) | 長い | 12 | 15.0% |
| | 適当 | 62 | 77.5% |
| | 短い | 1 | 1.3% |
| | 無回答 | 4 | 5.0% |
| 内容 | 有意義 | 70 | 87.5% |
| | どちらとも言えない | 5 | 6.3% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 4 | 5.0% |
| 主な理由 | <p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の方々へのかかわり方、接し方について具体的に例示され分かりやすかった。 ・被害者に対応する際の配慮を今一度考え得る機会をいただいた。またこの講義は検察官等捜査・公判担当者に聞かせたいと思った。 ・二次被害の現状など被害者対応についてとても参考になった。 ・業務内容を把握できたことで今後の支援を行う上での連携の在り方を理解した(意見多数)。 ・被害者との接点が長い方からの講義で参考になった。 ・被害者が検察庁に望んでいることなどが理解できた。 ・ドラマを通じて二次被害の深刻さ等を理解できた(意見多数)。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し具体例などを入れて、センターの支援活動について聞きたかった。対検察庁について詳しく要望なども聞きたかった。 | | |

5. フリーディスカッション

| | | | |
|---------|---|----|-------|
| 時間(40分) | 長い | 1 | 1.3% |
| | 適当 | 49 | 61.3% |
| | 短い | 24 | 30.0% |
| | 無回答 | 5 | 6.3% |
| 内容 | 有意義 | 61 | 76.3% |
| | どちらとも言えない | 12 | 15.0% |
| | 有意義でない | 0 | 0.0% |
| | 無回答 | 6 | 7.5% |
| 主な理由 | <p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関における対応(電話等)も参考となった。 ・講義中の疑問点が聞けてとても良かった(意見多数)。 ・検察庁の対応の良い点悪い点が聞けたのは良かった。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者対応に苦慮した事例、対応策の参考事例をとりあげても良かったと思う。 ・講義者の回答に対する質問や意見を述べる時間が欲しかった。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し時間を長く取って欲しい。 | | |

6. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由

犯罪被害者からの講義…実際に被害に遭われた方、遺族からの検察に対する意見等

警視庁・弁護士(法テラス)等、他の被害者支援機関の方の講義…被害者支援の実情や連携を知るため。

フリーディスカッションの時間を延ばした方が良いと思われる。

犯罪被害者における精神医療(心理療法士)の実情を受けてみたい。

特異事例の対応…好訴者や被害妄想者からの電話等に苦慮しているため。

他庁の取組の実情…件数が少ない庁においては、他庁の取組を聞くことは参考になると思われるため。

第二次犯罪被害者等基本計画の進捗状況…1年経過後の地方自治体、法務省の進捗状況を把握したいため。

7. その他意見等

真の被害者に対応することに関しては、常日頃から誠意をもって対応していかなければならないし、そのように対応しているつもりであるが、なお一層努力していかなければならないと感じた。

被害者支援員が有効に活用されているか疑問もあるところでこの研修に、より現場に近い立会事務官等が参加できればよいと思った。

全体的には、被害者対応の困難さが認識できたのは有意義であった。

研修を受けて、改めて被害者支援業務の重要性を認識し、引き続き実務処理上必要な知識等の習得に努めていきたいと思った。

別添3

○参考指標

広報活動の実施回数

| 指 標 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 広報活動の実施回数 | 828回 | 1,087回 | 1,339回 | 1,287回 | 1,187回 |

平成23年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

| 活動項目別 | 実施回数 | 参加人数 |
|------------|--------|---------|
| 出前・移動教室 | 584回 | 28,495人 |
| 講演会・説明会 | 358回 | 18,258人 |
| 模擬裁判 | 86回 | 3,643人 |
| イベントの実施・参加 | 87回 | 39,731人 |
| その他 | 72回 | 2,098人 |
| 合 計 | 1,187回 | 92,225人 |

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23- (6))

| | | | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <p>施策名</p> | <p>矯正施設¹における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) (評価書63頁)</p> | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持し、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。</p> | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>被収容者の再犯、再非行を防止するためには、出所(院)後の就労の安定が重要であることから、刑事施設²における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した支援などの就労支援の充実を図る。</p> | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <p>区分</p> | <p>21年度</p> | <p>22年度</p> | <p>23年度</p> | <p>24年度</p> |
| <p>予算の状況(千円)</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>52,133,544</p> | <p>50,869,290</p> | <p>48,572,693</p> | <p>49,157,463</p> |
| | <p>補正予算(b)</p> | <p>832,766</p> | <p>△202,583</p> | <p>1,465,082</p> | <p>—</p> |
| | <p>繰越し等(c)</p> | <p>—</p> | <p>△65,618</p> | <p>65,618</p> | / |
| | <p>合計(a+b+c)</p> | <p>52,966,310</p> | <p>50,601,089</p> | <p>50,103,393</p> | |
| | <p>執行額(千円)</p> | <p>52,788,003</p> | <p>49,891,312</p> | <p>49,195,554</p> | |
| <p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)</p> | <p>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第84条等³ ○少年院法(昭和23年法律第169号)第4条等⁴ ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)第2-2-⑤ 「刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また、一般の職業訓練施設と連携するなどして、職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。」 ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(1)③ (非行少年に対する就労支援等) 「少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。」 ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定) 2-(2) 「矯正施設(刑務所・少年院)入所(院)中から出所(院)後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組(更生保護就労支援モデル事業)について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。」</p> | | | | |

また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。」

「刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。」

| | | | | | | | | |
|------|---|-------------|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 測定指標 | 1 刑事施設における職業訓練の充実度（受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率） | 平成23年度目標値 | | | | | | |
| | | 対前年度増 | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値（詳細実績については、別添1のとおり） | | | | | |
| | | 22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| | | 職業訓練受講者数（人） | 2,616 | 3,030 | 2,917 | 2,745 | 2,616 | 3,101 |
| | | 職業訓練受講率（%） | 4.10 | 4.30 | 4.30 | 4.10 | 4.10 | 5.00 |
| | 職業訓練の修了者数（人） | 2,248 | 2,635 | 2,513 | 2,343 | 2,248 | 2,647 | |
| | 資格・免許等の取得者率（%） | 87.4 | 88.0 | 85.8 | 86.5 | 87.4 | 88.4 | |

| | | | | | | | | |
|------|--|-------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 測定指標 | 2 刑事施設における就労支援スタッフ ^{*5} 等による就労支援実施人員の割合 | 平成23年度目標値 | | | | | | |
| | | 対前年増 | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | |
| | | 22年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | |
| | | 就労支援実施人員（人） | 2,720 | — | 1,576 | 2,093 | 2,720 | 3,128 |
| | | 割合（%） | 9.2 | — | 5.0 | 6.9 | 9.2 | 11.0 |

| | | | | | | | |
|------|----------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 測定指標 | 3 少年院における就労支援実施人員の割合 | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 対前年増 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 22年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-------------|------|---|------|------|------|------|
| | 就労支援実施人員（人） | 812 | － | 795 | 841 | 812 | 614 |
| | 割合（％） | 23.8 | － | 22.9 | 23.5 | 23.8 | 19.2 |

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | <p>【指標1について】</p> <p>P F I 刑務所を除く刑事施設において、積極的に職業訓練の充実を目標としてきたところ、平成23年度は前年度実績に対し、職業訓練受講者数で485人、受講率で0.9ポイント、修了者数で399人、資格・免許等の取得者率で、1.0ポイント上回る結果となった。</p> <p>なお、P F I 施設における職業訓練の実施主体は、民間事業者であることから、その他の刑事施設と区別して分析する必要があるため、P F I 施設を除く刑事施設において実施した職業訓練の実施結果を指標値とした。</p> <p>【指標2について】</p> <p>刑事施設において、平成23年度は、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合が、目標とした前年実績である9.2パーセントを1.8ポイント上回る結果となった。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成23年度においても各少年院で就労支援施策を実施したところ、目標である23.8パーセントを、4.6ポイント下回る結果となった。</p> <p>その要因としては、少年院に入院する少年のうち低年齢の少年の割合が増えているために、出院後直ちに具体的な就労先を必要とする者の割合が減少していることが考えられる（別添2参照）。</p> |
| | 目標期間終了時点 の総括 | <p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>被収容者の出所後の就労に資するよう、刑事施設では、職業訓練、就労支援スタッフ等による就労支援等に取り組み、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」の一環として、被災地域における再犯防止施策の充実・強化を図るため、復興に必要な資格・技能の取得が期待できる小型建設機械科職業訓練を拡大した。</p> <p>職業訓練については、平成23年度、新規にクリーニング科を開設したほか、既存のフォークリフト運転科を拡大するなど職業訓練を受講する機会を増加させるとともに、各種協議会等において、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有効性を説明するなどし、職業訓練の受講定員に対する受講者数の充足を図り、定員割を防止するよう刑事施設へ働きかけたことにより、職業訓練の拡充が図られたと考えられる。</p> <p>また、就労支援については、就労支援を希望する者のほぼ全てに対して、就労支援スタッフ等による就職に関する相談や就職活動に必要なマナーやスキルの指導、履歴書の書き方の指導、求人情報の提供等の支援を実施した。その中で、全出所者に占める支援実施人員の割合が前年比増となっていることから、受刑者に対する就労支援の周知が進み、就労支援の希望者が増加していると考えられる。</p> <p>少年院においても、出院後の就労の安定のため、就労支援に取り組み、在院者に対しては、原則として就労支援策を提供しているところである。</p> <p>こうした取組をすることにより、就労支援を希望する被収容者が在所（院）中に就所（院）後に役立つ職業技能、マナーやスキル等を身に付</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>けるとともに、就労に関する知識や情報を収集することができ、その円滑な社会復帰に役立つものとする。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>矯正施設における就労支援対策は、再犯率の増加とともに関心が高まっており、今後ますますその拡充を図る必要がある。</p> <p>そこで、刑事施設における職業訓練においては、受講率が5パーセントにとどまっている現状を踏まえ、引き続き、職業訓練の拡大・拡充を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有用性を説明するなどして受講率の向上を図り、「再犯防止に向けた総合対策（仮称）」として平成23年度実績に対して、平成34年度までに受講率を5パーセント向上させることを目標とする。キャリアコンサルタント等就労の専門家である就労支援スタッフ等による支援内容の充実及び配置の拡大を図り、出所後の社会復帰に資するものとして就労支援の有用性を説明し、就労支援対象者の拡大を図る。</p> <p>少年院においては、就労支援により就労先を得て改善更生につなげることができた成功事例を少年及び保護者に対して入院早期から積極的に紹介し、当該制度の積極的な利用を促す。</p> |
|--|---|

| | |
|------------------------|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>協力雇用主の数は年々増加しているところ、現在の協力雇用主の数は、職業訓練修了者等を雇用してもらう企業数とある程度マッチングしているのか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>平成23年度、協力雇用主等を対象に、刑務所出所者等に求める資格等や刑事施設において実施を希望する職業訓練について、アンケート調査を実施するとともに、矯正管区単位で協力雇用主や刑務作業協力企業関係者等を招へいしての「就労支援体制検討会」を実施した。同アンケートの調査結果や平成23年度から実施している同検討会での意見を踏まえ、引き続き、刑務所出所者等を雇用する側のニーズを職業訓練内容等に反映させ、雇用する側が求める人材の育成を図ることとしたい。</p> <p>イ〔意見〕</p> <p>評価結果の今後の政策への反映の方向性等において、職業訓練の受講率を平成34年度までに5パーセント向上させ、10パーセントにするとあるが、目標が低いのではないのか。また、10年で5パーセントとした根拠は何か。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>「5パーセント向上」としたのは、今後10年間で、現在の受講率を倍増させることを目標としたものである。職業訓練の受講者については、受講希望者の中から一定の選定基準に基づき対象者を選定しており、刑事施設の被収容者数が減少傾向にあることや高齢受刑者の増加傾向についても考慮し、現実的な目標として「5パーセント向上」とした。この目標値を上回る結果となるよう、引き続き、職業訓練の拡充・拡大を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有用性を説明するなどして、</p> |
|------------------------|--|

| | | | |
|---------------------------|---|----------|---------|
| | 受講率の向上を図りたい。 | | |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設における職業訓練の充実度に関するデータは、矯正局成人矯正課において保管している。 ・就労支援スタッフ等による就労支援実施人員数のデータは、矯正局成人矯正課において集計し保管している。 ・少年院における就労支援実施状況の推移に関するデータは、矯正局少年矯正課において保管している。 <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」 ※23年の数値は速報値 (法務省HP [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」 ※23年の数値は速報値 (法務省HP [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html]) | | |
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>就労支援スタッフの雇用経費の見直しを行うとともに、職業訓練科目の見直しも行い、経費を削減した。</p> | | |
| 担当部局名 | 矯正局総務課 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |

- *1 「矯正施設」
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉
- *2 「刑事施設」
刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称する言葉
- *3 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」
(矯正処遇)
第84条 受刑者には、矯正処遇として、第92条（懲役受刑者の作業）又は第93条（禁錮受刑者等の作業）に規定する作業を行わせ、並びに第103号（改善指導）及び第104条（教科指導）に規定する指導を行う。
(以下略)
- *4 「少年院法（昭和23年法律第169号）」
(矯正教育)
第4条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。
(以下略)
- *5 「就労支援スタッフ」
キャリアコンサルタント等専門的な立場から、受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行い、就労支援を行う者

○ 職業訓練受講者数の推移 (単位：人)

| 年 度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職業訓練受講者数 | 3,030 | 2,917 | 2,745 | 2,616 | 3,101 |

○ 職業訓練受講率の推移 (単位：人)

| 年 度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職業訓練受講者数 | 3,030 | 2,917 | 2,745 | 2,616 | 3,101 |
| 受 刑 者 数 | 70,918 | 68,489 | 67,143 | 64,570 | 62,136 |
| 受 講 率 | 4.30% | 4.30% | 4.10% | 4.10% | 5.00% |

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移 (単位：人)

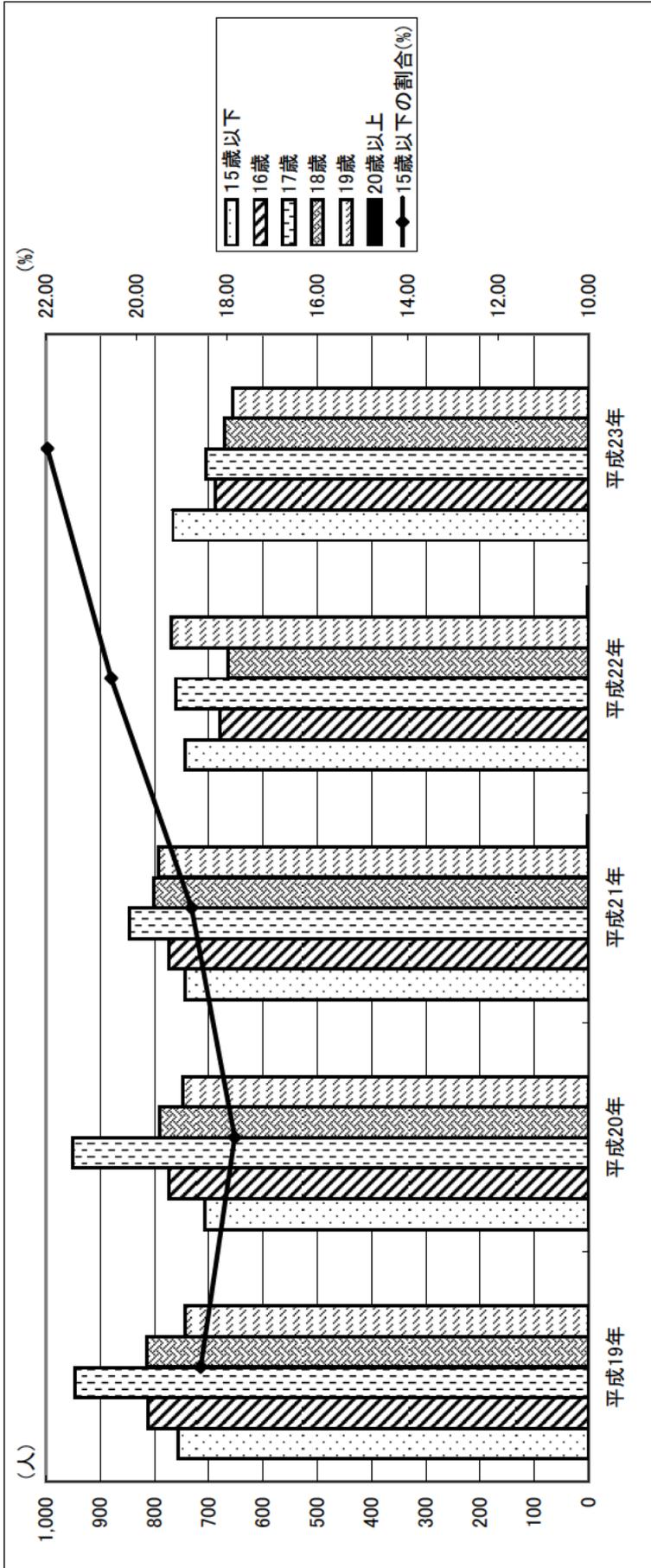
| 年 度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職業訓練修了者数 | 2,635 | 2,513 | 2,343 | 2,248 | 2,647 |

○ 資格・免許等取得状況の推移 (単位：人)

| 年度 | 資格等 | 危険物 取扱者 | 溶接 技能者 | ボイラー 技師 | 自動車 整備士 | 理容師 | その他 | 合計 | 取得者率 |
|----|-------|------------|-----------|------------|------------|-----|-------|-------|-------|
| | 19 | 受 験 者 | 758 | 412 | 291 | 126 | 41 | 1,997 | |
| | 合 格 者 | 605 | 355 | 250 | 106 | 39 | 1,835 | 3,190 | |
| 20 | 受 験 者 | 968 | 601 | 358 | 94 | 35 | 2,521 | 4,577 | 85.8% |
| | 合 格 者 | 743 | 559 | 314 | 93 | 35 | 2,185 | 3,929 | |
| 21 | 受 験 者 | 1,106 | 479 | 321 | 88 | 38 | 3,037 | 5,069 | 86.5% |
| | 合 格 者 | 885 | 414 | 273 | 83 | 37 | 2,691 | 4,383 | |
| 22 | 受 験 者 | 1,026 | 363 | 298 | 73 | 36 | 3,462 | 5,258 | 87.4% |
| | 合 格 者 | 802 | 337 | 251 | 71 | 36 | 3,096 | 4,593 | |
| 23 | 受 験 者 | 1,132 | 344 | 307 | 78 | 39 | 3,765 | 5,665 | 88.4% |
| | 合 格 者 | 914 | 319 | 252 | 77 | 39 | 3,405 | 5,006 | |

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

○少年院の年齢別新収容者数



| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15歳以下 | 757 | 708 | 744 | 744 | 766 |
| 16歳 | 813 | 774 | 773 | 679 | 687 |
| 17歳 | 947 | 952 | 847 | 760 | 705 |
| 18歳 | 814 | 790 | 802 | 665 | 672 |
| 19歳 | 743 | 747 | 793 | 769 | 656 |
| 20歳以上 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 |
| 合計 | 4,074 | 3,971 | 3,962 | 3,619 | 3,486 |
| 15歳以下の割合(%) | 18.58 | 17.83 | 18.78 | 20.56 | 21.97 |

※ 少年矯正統計年報(平成22年)第9表から(平成23年は速報値。)

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23- (7))

| | | | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <p>施策名</p> | <p>保護観察対象者等^{*1}の改善更生等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1)) (評価書70頁)</p> | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。</p> | | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図り、保護観察対象者の改善更生を促進する。 ・ 保護観察対象者の就労支援を強化することによって、保護観察対象者の就労を促進して生活や心身の安定を図り、保護観察対象者の改善更生を促進する。 ・ 更生保護施設を活用した自立支援を積極的に実施することによって、自立が困難な刑務所出所者等を保護し、その自立更生を促進する。 ・ 民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを促進する。 | | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <p>区分</p> | <p>21年度</p> | <p>22年度</p> | <p>23年度</p> | <p>24年度</p> | |
| | <p>予算の状況 (千円)</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>11,686,322</p> | <p>11,700,654</p> | <p>11,828,175</p> | <p>11,510,347</p> |
| | | <p>補正予算(b)</p> | <p>△41,472</p> | <p>0</p> | <p>247,124</p> | <p>—</p> |
| | | <p>繰越し等(c)</p> | <p>△38,000</p> | <p>△13,796</p> | <p>△47,442</p> | |
| | <p>合計(a+b+c)</p> | <p>11,606,850</p> | <p>11,686,858</p> | <p>12,027,857</p> | | |
| <p>執行額(千円)</p> | <p>10,387,632</p> | <p>10,356,086</p> | <p>11,021,208</p> | | | |
| <p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*2}</p> <p>○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*3}</p> <p>○犯罪から子どもを守るための対策(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議報告)</p> <p style="padding-left: 20px;">保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。</p> <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 <ul style="list-style-type: none"> 「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」 ・ 第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。」 <p>○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2(2)就労支援対策の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 「法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種 | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業支援・雇用確保を充実強化する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 (2) 民間団体と連携した帰住先の確保 「行き場のない刑務所出所者等の帰住先を確保するため、更生保護施設においてより多くの受入れに努める」 ・ 3 (2) 性犯罪事犯者への指導の充実 「保護観察所において刑事施設内での処遇と一貫性のある性犯罪者処遇プログラムを実施することにより、性犯罪事犯者の再犯防止に向けた指導を強化する。」 |
|--|--|

| | | | | | | | |
|------|--|-----------|------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 1 性犯罪者処遇プログラム ⁴ 受講者において、受講後、問題性 ⁵ の程度が低下したと認められる者の割合 (%) | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 91.0% | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | | 90.2 | — | 86.9 | 91.3 | 90.2 | 89.9 |

| | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 測定指標 | 2 保護観察終了者に占める無職者の割合 (詳細な内訳は別添1のとおり。) | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 対前年減 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 22年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 |
| | 無職者の割合 (%) | 24.2 | 20.0 | 19.8 | 23.7 | 24.2 | 24.1 |
| | (無職者数) (人) | 9,110 | 8,561 | 8,104 | 9,319 | 9,110 | 8,926 |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | | |
| 協力雇用主 ⁶ の数 (※各年4月1日現在の状況を調査しているもの) | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | | |
| | 6,556 | 7,749 | 8,549 | 9,346 | 9,953 | | |

| | | | | | | | |
|------|---|-----------|------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 3 全更生保護施設の保護率 (年間の収容保護人員 / 年間の収容可能人員) (%) | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 対前年度増 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |

| | | | | | | | |
|--|--|------|------|------|------|------|------|
| | | 76.5 | 74.6 | 75.0 | 75.4 | 76.5 | 79.8 |
|--|--|------|------|------|------|------|------|

| | | | | | | | |
|------|--|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 測定指標 | 4 犯罪予防活動への協力 (犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募) 学校数 (校) | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 8,000校以上 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | | 7,842 | 6,285 | 6,709 | 7,081 | 7,842 | 7,837 |

| | | |
|----------------|-----------------|--|
| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | <p>【指標1について】 性犯罪者処遇プログラム（以下「プログラム」という。）では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム実施対象者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後の評点を比較して、評点が低下し問題性が改善していると思なされた者が、全体の91パーセントとなることを目標としているところ、平成23年度は89.9パーセントであり、目標に達しなかった。</p> <p>【指標2について】 保護観察終了者に占める無職者の割合については、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標を設定することが困難であることから、対前年減として目標としているところ、全体で対前年比0.1ポイント減となり目標を達成できた。</p> <p>【指標3について】 全更生保護施設の年間保護率については、対前年度増として目標を設定したところ、平成20年度以降、対前年度増が続いており、平成23年度においても対前年度増という目標を達成した。</p> <p>【指標4について】 犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募学校数については、引き続き増加を目指す趣旨で8,000校以上を目標としているところ、7,837校と目標を達成できなかった。これは、東日本大震災を始めとする様々な社会問題がクローズアップされたこともあり、他のテーマの作文コンテストに参加した学校もあったこともその原因の一つとして考えられる。</p> |
| | 目標期間終了時点 の総括 | <p>【目標の達成状況の分析】 プログラムにおいて、受講後に評点が低下した者は、プログラム受講者全体の89.9パーセントであり、目標値の91パーセントには達していないものの、約9割の者が受講後に評点が低下している。このことから、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、その受講者の問題性の改善に一定以上有効であると評価できる。</p> <p>また、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援対策や、平成23年度は一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施した結果、保護観察終了者</p> |

に占める無職者の割合が減少した。昨今の経済社会情勢の悪化から、保護観察対象者の就労にも厳しい状況が続いている中、保護観察終了者に占める無職者の割合は減少しており、就労支援対策が一定の効果を挙げているものと考えられる。

次に、全国に104か所設置されている更生保護施設に対しては、応急の救護又は更生緊急保護として、行き場のない刑務所出所者等への宿泊場所の供与等を積極的に委託している。更生保護施設については、目標の達成手段である更生保護施設整備事業補助⁴⁷が適切に実施され、同施設の機能が維持されたことにより、目標の達成に寄与した。指標である年間保護率の向上は、更生保護施設を活用した自立支援が積極的に行われたことを表している。

さらに、犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募学校数については、減った地域もある一方で、増えた地域もあり、全体としては平成22年度からほぼ横ばいとなり、平成21年度と比較して約750校増加した約7,800校を維持できている。なお、平成23年度の応募作品数は、小学校が約85,000点（平成22年度比：約7,000増）、中学校が約140,000点（同：約13,000増）であり、近年一貫して増加している。また、本コンテストの実施を通じて更生保護ボランティアと学校との連携が進んでおり、例えば、児童生徒に対して保護司が行う薬物乱用防止・非行防止教室の参加延人員が平成23年度は約96,000人となり、平成21年度と比較して約36,000人増加している。

上記のことから、保護観察対象者の改善更生と犯罪や非行のない地域社会作りの促進という目標が達成された。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

プログラム終了後においても、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われるところ、評点の結果を踏まえた保護観察処遇の充実を今後も推進する。

次に、昨今の厳しい経済雇用情勢のため刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援と就労先の確保の重要性が高い状況にある。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進し（別添2参照）、矯正施設収容中から釈放後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施する事業の実施庁を拡大させ、就労支援に係る対策を充実させる。さらに、民間事業者である協力雇用主を開拓し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する必要がある。

併せて、刑事施設等を出所した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移していることから、引き続き更生保護施設における受入れを積極化するとともに、NPO法人等を「自立準備ホーム」として登録し、同ホームに宿泊場所の供与等を委託する取組を拡充する。

さらに、犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した非行防止活動が有効であることを踏まえ、各地域の保護司が連携を深めるためのパンフレットを作成・配布したところであり、保護司がさらに効果的な連携活動を展開できるよう保護司活動に対する支援を行うことで、引き続き協力学校数の拡大を図る。

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 指標1については、「問題性の程度」の低下が、評点の低下と連動していることが分かりにくいため、国民に分かりやすいように表現を工夫すべきである。また、性犯罪者処遇プログラムの内容が国民にも分かるようにするべきである。</p> <p>〔反映内容〕 本文中「目標の達成状況」における指標1についての記載を修正した。また、注釈中の性犯罪者処遇プログラムの説明文に、性犯罪者処遇プログラムの内容を紹介している犯罪白書の記述へのリンク先アドレスを追記するとともに、問題性の評価に関する説明文を修正した。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課, 平成24年3月作成, 対象期間: 平成23年1月~平成23年12月) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 対象期間: 平成19年4月1日~平成24年3月31日) ・「“社会を明るくする運動” 作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課, 平成23年1月1日~平成23年11月30日) |
|----------------------------------|--|

| | |
|-----------|---|
| <p>備考</p> | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 旅費単価の見直し等を図ることにより、経費を削減した。また、保護観察事件用紙等印刷製本の必要部数等を見直すことにより、経費を削減した。</p> |
|-----------|---|

| | | | |
|--------------|------------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>保護局観察課, 更生保護振興課</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成24年8月</p> |
|--------------|------------------------|-----------------|----------------|

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者，更生緊急保護対象者

*2 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は，犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし，これらの者が善良な社会の一員として自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。（第1条参照）

*3 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は，更生保護事業に関する基本事項を定めることにより，更生保護事業の適正な運営を確保し，及びその健全な育成発達を図るとともに，更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって，犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け，もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。（第1条参照）

*4 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び性犯罪をしないようするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム（参照：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html）

*5 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性犯罪を許容する認知，問題解決スキルの不足，他人への共感性の不足等）を，保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。

*6 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主

*7 「更生保護施設整備事業補助」

更生保護法人が設置する更生保護施設について，施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり，国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成23年度は，3件に対し補助を行った。

別添1 測定指標2 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

(目標値：対前年減)

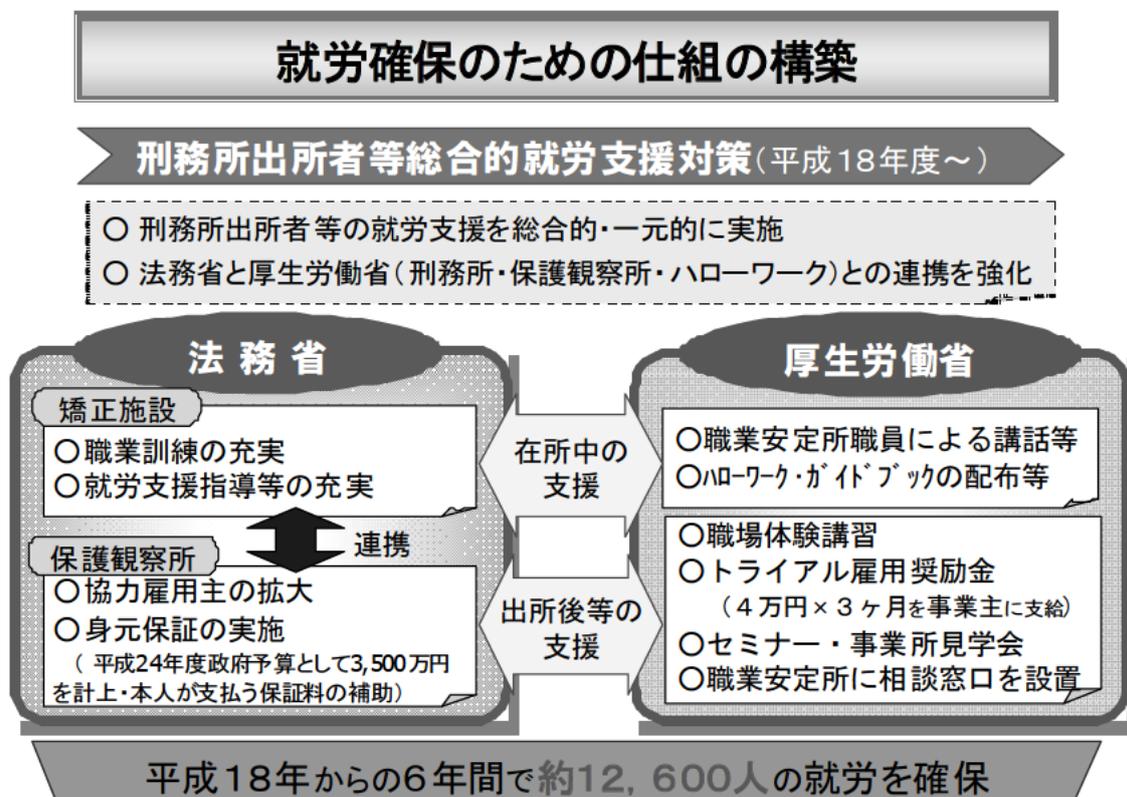
| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全体 | 20.0% 8,561人 | 19.8% 8,104人 | 23.7% 9,319人 | 24.2% 9,110人 | 24.1% 8,926人 |
| 保護観察処分少年 | 11.0% 2,055人 | 10.6% 1,862人 | 12.9% 2,151人 | 11.7% 1,896人 | 11.1% 1,755人 |
| 少年院仮退院者 | 18.7% 830人 | 20.3% 803人 | 22.6% 879人 | 21.8% 842人 | 19.4% 716人 |
| 仮釈放者 | 26.5% 4,011人 | 26.3% 3,936人 | 32.4% 4,653人 | 35.3% 4,828人 | 35.5% 4,939人 |
| 保護観察付執行猶予者 | 37.6% 1,665人 | 34.5% 1,503人 | 38.1% 1,636人 | 39.4% 1,544人 | 41.2% 1,516人 |

(注1) 表中上段は無職者の割合，下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

(注3) 無職者は，定収入の有る無職者，学生・生徒，家事従事者を除く。

別添2 刑務所出所者等の就労支援対策について



平成18年からの6年間で約12,600人の就労を確保

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23- (8))

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 施策名 | 医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2)) (評価書77頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 関係機関の協力体制を整備するなどして地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図り、その社会復帰を促進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 282,127 | 246,095 | 260,383 | 270,912 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | - |
| | | 繰越し等(c) | 0 | △2,575 | 2,575 | |
| | | 合計(a+b+c) | 282,127 | 243,520 | 262,958 | |
| 執行額(千円) | 246,175 | 195,212 | 194,067 | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの) | ○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。) ^{*2} | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|---|-----------|------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*3} (医療観察法第56条第1項第2号にかかる決定に限る。以下同じ。)を受けた者の数及び期間満了者数の割合(%) | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 17.8%以上 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 20年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 13.1 | 7.9 | 13.1 | 18.4 | 20.5 | 21.9 | |
| | (保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人) | | 25 | 40 | 50 | 56 | 50 |
| | (期間満了者数)(人) | | 0 | 21 | 62 | 87 | 109 |
| (精神保健観察事件年間取扱件数)(件) | | 315 | 466 | 608 | 699 | 725 | |

| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
|--|--|------|------|-------|-------|-------|
| | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ^{※4} ）の開催回数（回） | — | — | 1,978 | 2,178 | 2,505 |

| | | |
|----------------|-----------------|--|
| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | <p>精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合を測定指標とし、基準年度は、医療観察制度施行初年度に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定している。</p> <p>また、本制度が医療観察法施行後6年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が安定していないため、基準年度から前年度までの3年間（平成20, 21, 22年度）の実績値の平均値である17.8パーセント以上を平成23年度の目標値とした。</p> <p>平成23年度の実績値は21.9パーセントであり、同年度の目標値である17.8パーセントを上回っていることから、目標は達成できていると評価できる。なお、平成22年度の実績値である20.5パーセントをも上回っている。</p> <p>さらに、参考指標である地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数は毎年度増加しており、これも目標達成に寄与するものである。</p> |
| | 目標期間終了時点 の総括 | <p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するためには、地域社会における処遇において、①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療の提供、②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察の実施及び③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助の提供が適正かつ円滑に実施される必要がある。</p> <p>そのため、保護観察所の長は、関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施することとされている。保護観察所の長は、処遇の実施計画が有効に機能するよう、関係機関の協力体制を整備し、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議を実施するなどして、関係機関の緊密な連携の確保に努めている（別添資料参照）。この点、参考指標のケア会議の開催回数は毎年度増加していることから、関係機関の連携に関する取組が積極的になされていることがうかがえ、地域社会における処遇の充実強化が図られていると評価できる。</p> <p>さらに、これらの取組の結果、保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けて社会復帰の準備が整った医療観察対象者が増加することとなった。これらの者については、保護観察所の長が、医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められる場合は速やかに処遇終了の申立てを行い、裁判所から処遇終了決定を受けるに至っている。</p> <p>また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けて、一般精神科医療等への移行が円滑になされたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められ</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>なくなった者であり、その数は毎年度増加している。</p> <p>すなわち、平成23年度の精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合について、平成20, 21, 22年度の実績値の平均値である17.8パーセント以上という目標が達成されることは、医療観察対象者について、一般精神科医療等への移行が円滑になされているものと評価できる。したがって、本取組内容は、施策の目標である医療観察対象者の社会復帰の促進に有効であり、かつ、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、今後更に関係機関の連携を確保する方策について検討するなどし、地域社会における処遇の充実強化を図る。</p> |
|--|--|

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 本評価の過程において使用したデータ等の出典が不明であるため、説明責任の観点からその出典を明記されたい。 〔反映内容〕 「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」欄に、データ等の出典を記載した。</p> |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 ・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。 |
|---------------------------|---|

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費単価の見直し等を図ることにより、経費を削減した。また、ハンドブックの単価等を見直すことにより、経費を削減した。</p> |
|----|---|

| | | | |
|-------|--------|----------|---------|
| 担当部局名 | 保護局総務課 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|--------|----------|---------|

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)」

本法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。（第1条第1項参照）

*3 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

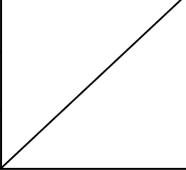
別添

地域社会における処遇



平成23年度政策評価書要旨

(法務省23- (9))

| | | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書82頁)</p> | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。</p> | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分¹⁾を適正かつ厳格に実施する。 公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 また、職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させる。</p> | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <p>区分</p> | <p>21年度</p> | <p>22年度</p> | <p>23年度</p> | <p>24年度</p> |
| <p>予 算 の 状 況 (千円)</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>2,576,624</p> | <p>2,322,901</p> | <p>2,152,183</p> | <p>2,101,300</p> |
| | <p>補正予算(b)</p> | <p>63,739</p> | <p>0</p> | <p>13,612</p> | <p>—</p> |
| | <p>繰越し等(c)</p> | <p>0</p> | <p>0</p> | <p>0</p> |  |
| | <p>合計(a+b+c)</p> | <p>2,640,363</p> | <p>2,322,901</p> | <p>2,165,795</p> | |
| | <p>執行額(千円)</p> | <p>2,613,095</p> | <p>2,297,468</p> | <p>2,150,191</p> | |
| <p>施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p> | <p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*2} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*3} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条^{*4} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等 ○カウンターインテリジェンス^{*5}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定） 「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」 ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定） ・2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化 「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」 ・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化 「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)」 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）</p> | | | | |

- ・第6 テロの脅威等への対処
 - 4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化
 - 4-② カウンターインテリジェンス機能の強化
 - 6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス⁶に関する対策の強化
 - 7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等
 - 8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

○情報セキュリティ2010（平成22年7月22日情報セキュリティ政策会議決定）

- ・II-1-（1）- サイバーテロへの対処に係る国際連携の強化（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化
- ・II-1-（2）- 対処に資する情報の収集・分析・共有体制の強化（エ）サイバーテロの予兆の早期把握と情報収集・分析の強化

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成22年12月17日安全保障会議決定、閣議決定）

- ・IV-1-（2）-ア
「関係機関における情報収集・分析能力の向上に取り組むとともに、各省庁が相互に協力しつつ、より緊密な情報共有を行うことができるよう、政府横断的な情報保全態勢を強化する。」
- ・IV-1-（2）-イ
「法務省その他の関係機関が連携し、各種事態の発生に際しては内閣総理大臣を中心とする内閣が迅速・的確に意思決定を行い、地方公共団体等とも連携し、政府一体となって対応する。」

○第180回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成24年1月24日）

- ・「拉致問題は、我が国の主権に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という普遍的な問題です。被害者全員の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組みます。」
- ・「テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止、海洋航行の自由の確保、平和維持や紛争予防といった安全保障面での課題、さらには、自由と民主主義、法の支配といった共通の『価値』の確認など、地域で対話を深めていくべきテーマに事欠きません。」
- ・「テロやサイバー攻撃、大規模自然災害、国内外の重大事件・事故など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。」

| | | |
|------|---|--|
| 測定指標 | 1 教団の活動状況及び危険性の解明 | 平成23年度目標 |
| | | 教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。 |
| | | 施策の進捗状況（実績） |
| | 別添1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。 | |
| | 参考指標 | 実績値 |

| | | | | | | | |
|--|------------|--|------|------|------|------|------|
| | 立入検査の実施回数等 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 実施回数 | | 18 | 19 | 23 | 15 | 16 |
| | 施設数 | | 41 | 36 | 35 | 50 | 61 |
| | 動員数 | | 683 | 628 | 682 | 705 | 940 |

| | | | | | | | |
|------|-------------------------------------|-----------|------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数） | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 36.5日より短縮 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 一年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 請求を行った関係地方公共団体数 | — | 17 | 22 | 18 | 19 | 18 |
| | 提供回数 | — | 46 | 53 | 49 | 58 | 50 |
| | 平均所要日数 | — | 56.1 | 38.8 | 30.1 | 20.1 | 21.0 |

| | | | | | | |
|--|------------------------------------|--|---------|---------|------|--|
| 測定指標 | 3 破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況 | 平成23年度目標 | | | | |
| | | 職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 | | | | |
| | | 施策の進捗状況（実績） | | | | |
| | | 別添2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。 | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| 1 ホームページへのアクセス件数 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能である。 | 155,752 | 105,507 | 133,722 | 165,357 | — | |
| 2 カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者 | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |

| | | |
|--|-------------|---------|
| | に対するアンケート結果 | 別添3のとおり |
|--|-------------|---------|

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | <p>【指標1について】</p> <p>平成23年度は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計16回、延べ61施設、公安調査官延べ940人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした。その上で、公安審査委員会に対し、観察処分の期間の更新を請求したところ、これが認められ、平成24年2月以降も引き続き、観察処分を実施し、教団の活動状況を明らかにしていくことが可能となった。以上のことから、指標1の目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成23年度は、18関係地方公共団体の長から延べ53回にわたり調査結果の提供の請求を受け、延べ50回にわたり提供を行ったが、請求から提供までの平均所要日数は21.0日と、過去5年間の所要日数の平均である36.5日を下回った。以上のことから、指標2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成23年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」を公表した。以上のことから、指標3の目標を達成したと評価できる。</p> |
| | 目標期間終了時点 の総括 | <p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>指標1～3の達成状況から、公共の安全の確保を図るという施策の基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>指標1については、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、観察処分を適正かつ厳格に実施することができ、有効性かつ効率性が高いものとする。</p> <p>指標2については、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に資するものであったことから、有効性かつ効率性が高いものとする。</p> <p>指標3については、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供することで、我が国の公共の安全の確保に寄与できたことから、有効性かつ効率性が高いものとする。</p> <p>以上の結果を踏まえ、いずれの指標についても、有効性、効率性が高いものとする。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、平成23年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、3地方公共団体及び10団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていく必要がある。そのためには、団体規制法に基づき、引き続き教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、調査結果提供請求についても、提供先の関係地方公共団体からの請求に迅速に対応していく必要がある。</p> <p>また、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在することから、今後も国内外の情報の正確・適時・迅速な収集・分析を行った上で、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供していく必要がある。</p> |
|--|--|

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成24年7月27日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。</p> <p>(公安調査庁総務部総務課、平成24年5月作成、対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日)</p> |
|---------------------------|---|

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費について、出張回数や単価を見直し、経費の削減を行った。</p> <p>調査用機材に係る調達数量や単価の見直し、情報配信料に係る単価の見直しなどにより、更なる経費の削減を図った。</p> <p>システム端末修理費について執行実績を反映し、経費を削減した。また、保守料単価等について見直し、経費の削減を図った。</p> |
|----|---|

| | | | |
|-------|-------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 公安調査庁総務部総務課 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|-------------|----------|---------|

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分であり、具体的には、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、同法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、同法第7条第2項）が可能となる。

なお、観察処分に基づく調査の結果について、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（同法第32条）。

*2 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*3 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*6 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動

別添 1

【測定指標 1】教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成23年5月、8月、11月の3回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を徴するとともに、平成23年度中に教団施設に対する立入検査を合計16回、延べ61施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・平成23年12月31日現在、国内に出家信徒約400人、在家信徒約1,100人、ロシア連邦内に信徒約140人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのであることなどが明らかとなり、今後も教団の活動状況を継続して明らかにしていく必要性が認められた。
- 3 そこで、公安調査庁長官は、平成23年11月28日、公安審査委員会に対し、同24年1月末に3回目の更新期間の満了を迎える観察処分について、その期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、平成24年1月23日、同請求を認める決定をした（平成24年1月30日官報公示）。
- 4 このように、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態が解明され、観察処分の期間の更新の請求が適正になされたことにより、平成24年2月以降も引き続き、観察処分を実施し、教団の活動状況を明らかにしていくことが可能となった。なお、平成24年2月、教団から平成23年度中4回目となる報告を徴した。

別添 2

【測定指標 3】破壊的団体等に関する情報の収集，関係機関等に対する情報提供の状況

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため，以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・北朝鮮関係では，朝鮮総聯の組織及び活動の実態，北朝鮮の国内情勢，対外・対日動向等のほか，日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・国際テロ関係では，国際テロ組織の動向等のほか，国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態等に関する情報
- ・カウンターインテリジェンス関係では，外国情報機関員の情報関心・収集手法等に関する情報のほか，我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・大量破壊兵器拡散関係では，拡散懸念国による調達・供与等に関する情報のほか，我が国の輸出関連企業・研究機関等からの拡散等に関する情報
- ・サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では，サイバー攻撃の主体・手法，諜報活動の実態等に関する情報のほか，テロの未然防止に資する情報
- ・中国関係では，尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静，我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国，香港，台湾の活動家の動向等のほか，反日デモ等に関する情報
- ・ロシア関係では，北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・国内公安動向では，反原発運動や在日米軍再編問題などをめぐる過激派等の動向のほか，領土問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり，情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・収集・分析した情報については，随時，官邸等に直接報告したほか，政府部内の各種会議（内閣情報会議，合同情報会議等）を通じ，あるいは担当官が関係機関等に直接赴くなどして，迅速に提供した。
- ・平成23年5月に世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を，同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め，随時，各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・当庁ホームページに「最近の内外情勢」，「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等を掲載し，国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては，官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか，各種会議，外部有識者との意見交換等を開催し，重要課題に関する現状，情勢認識，今後の対応等について協議・検討するとともに，その結果を関係部署にフィードバックした。また，担当調査官に対する各種研修を実施した。この他，外国関係機関等との更なる関係強化を図り，種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行った。

別添 3

【参考指標 2】カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果

| 実績値 | | | | |
|--------------------|------|------|-------|-------|
| 回答区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| 意識が向上した | 95% | 97% | — | — |
| 意識は変わらなかった | 5% | 3% | — | — |
| 研修内容の有効性 ある | | | 62.4% | 55.7% |
| 研修内容の有効性 比較的ある | | | 33.4% | 39.5% |
| 研修内容の有効性 どちらともいえない | | | 3.5% | 3.8% |
| 研修内容の有効性 比較的ない | | | 0.2% | 0.7% |
| 研修内容の有効性 ない | | | 0.2% | 0.2% |

※20年度・21年度と22年度・23年度とでは、回答区分が異なっている。

※四捨五入により、合計しても100パーセントとならない場合がある。

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23-10)

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施策名 | 登記事務の適正円滑な処理（事業名：登記情報システム再構築事業） （政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(1)） （評価書91頁） | | | | | |
| 施策の概要 | 登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 登記情報システムの運用経費を削減する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 34,637,153 | 27,630,944 | 22,439,198 | 22,589,387 |
| | | 補正予算(b) | △272,394 | 0 | △392,325 | — |
| | | 繰越し等(c) | 0 | △29,187 | 29,187 | |
| | | 合計(a+b+c) | 34,364,759 | 27,601,757 | 22,076,060 | |
| 執行額(千円) | 34,068,966 | 26,525,140 | 22,009,712 | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <p>○電子政府推進計画（平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定）</p> <p>第2 目標達成のための施策</p> <p>Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策</p> <p>2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化</p> <p>（2）業務・システム最適化の実施</p> <p>「各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。」</p> | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|--|------|------|------|------|-------|
| 測定指標 | 登記情報システムの運用経費の削減額（円） | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度と同経費と比較して、約130億円削減する。 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 15年度 | 23年度 | | | | |
| | 約366億 (運用経費) | 約135億 (削減額) | | | | | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | | | |
| 登記情報システムの運用経費の削減額（円） | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| | 約13億 | 約46億 | 約64億 | 約73億 | 約64億 | 約93億 | 約120億 |

| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | 平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減することを目標としていたところ、約135億円削減することができたことから、当該目標を達成した。 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------------|---|-----|----------|-------|---|------|----|---|-------------|--------|---|------------|--------|---|-------|
| | 目標期間終了時点 の総括 | <p>【目標の内容】</p> <p>(1) 達成目標 登記情報システムの運用経費を削減する。 (目標期間) 平成18年度から平成23年度まで(平成18～22年度：成果重視事業) (目標値等) 平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。 ○平成15年度と比較する理由 本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、「登記情報システム業務・システム最適化計画」(平成16年11月19日法務省情報化統括責任者(CIO)決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定)を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。</p> <p>(2) 目標設定の考え方 「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、平成22年度末までに新システムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。</p> <p>(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準 【判定】 A(達成) 【判定方法】 平成22年度末までに新システムへの切替えが完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。 【基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>進捗状況(割合)</th> <th>達成度合い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>100%</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>75%以上100%未満</td> <td>おおむね達成</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>50%以上75%未満</td> <td>達成が不十分</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>50%未満</td> <td>達成していない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 手段と目標の因果関係 旧システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ切り替えることにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。</p> <p>【予算執行の効率化・弾力化措置】 国庫債務負担行為^{*1}、目の大括り化^{*2}</p> <p>【上記措置による効果】</p> | ランク | 進捗状況(割合) | 達成度合い | A | 100% | 達成 | B | 75%以上100%未満 | おおむね達成 | C | 50%以上75%未満 | 達成が不十分 | D | 50%未満 |
| ランク | 進捗状況(割合) | 達成度合い | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 100% | 達成 | | | | | | | | | | | | | | |
| B | 75%以上100%未満 | おおむね達成 | | | | | | | | | | | | | | |
| C | 50%以上75%未満 | 達成が不十分 | | | | | | | | | | | | | | |
| D | 50%未満 | 達成していない | | | | | | | | | | | | | | |

国庫債務負担行為及び目の大括り化の導入によって、このような措置がない場合と比較してライフサイクルベースでの合理的な価格による調達が可能となった。

【目標の達成状況の分析】

(1) 平成23年度に実施した政策（具体的内容）

「登記情報システム業務・システム最適化計画」(<http://www.moj.go.jp/content/000008851.pdf>)に従って、平成22年度までに、全登記所において新システムへの切替えが完了したため、平成23年度は、年度当初から全登記所において新システムの運用を行った。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

旧システムは、メインフレーム³と呼ばれる当時の最も標準的なコンピュータを利用して開発されたものであり、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、新たな情報処理技術の活用が困難であった。

一方で、これまでの技術革新の結果、情報システム基盤の動向はメインフレームで構成されたシステムから、ハード・ソフトともオープン化・標準化されたオープンプラットフォームで構成されたオープンシステム⁴へと変化し、その信頼性の向上も図られつつある。

このため、登記情報システムについてもオープンシステムへ切り替えることにより、行政サービスの向上及びコスト削減を行う必要があった。

本事業は、これらの背景を踏まえて実施しており、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を保護するとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度であり、また、商業・法人登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度である。これらはいずれも、国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度である。

登記情報システムは、同制度を支える社会基盤システムであることから、本事業は、全国統一した運用を確保するため、同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日及び平成20年12月25日一部改定）において、最適化対象の業務・システムについては可能な限り早期に最適化の効果を発現することが求められている。

本事業を行わなければ、特定の事業者に依存しないハード及びソフトを調達するための調達方法を見直すこと（随意契約から一般競争入札への移行）が困難となり、最適化の効果であるコスト

| | |
|--|---|
| | <p>の削減が実現できない。</p> <p>このため、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までにオープンシステムへの切替えを完了する必要があった。</p> <p>(3) 効率性</p> <p>本事業については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけでなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コストが過大とならないように実施している。</p> <p>(4) 有効性</p> <p>ア 手段の妥当性</p> <p>メインフレームの技術を利用した旧システムは、信頼性は高いものの、柔軟性・拡張性は低く、運用・保守を特定の事業者依存せざるを得ない。</p> <p>本事業により、オープンシステムへの切替えを行い、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施することで、柔軟性・拡張性の向上及びコストの削減を実現することができる。</p> <p>このため、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づくオープンシステムへの切替えは、目的を達成するための手段として妥当である。</p> <p>イ 所期の事業効果の発現状況</p> <p>平成22年度までに、全登記所において新システムへの切替えを完了したことから、平成23年度における登記情報システムの運用経費の削減について、目標を達成した。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）】</p> <p>「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、新システムへの切替えを行った結果、平成23年度における登記情報システムの運用経費の削減について、目標を達成したところであり、引き続き効率的なシステム運用を推進する。</p> |
|--|---|

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p> |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|----|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | なし |
|---------------------------|----|

| | | | |
|-------|--|----------|---------|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 再リース等を用いた機器の効率的な利用により登記情報システム機器借料・保守料を削減した。また、登記情報システムの法令改正等に伴う仕様変更の内容を精査し、経費の削減を図った。 | | |
| 担当部局名 | 民事局総務課 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |

*1 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、あらかじめ予算をもって国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

*2 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*3 「メインフレーム」

情報処理を高速で処理する大型コンピュータのことをいう。汎用コンピュータともいう。

*4 「オープンシステム」

様々なメーカーのハードウェアやソフトウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステムをいう。

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23－（11））

評価実施時期：平成24年 8 月

担当部局名：人権擁護局総務課

| | | | |
|-------------------------------------|--|-------------|-------------------|
| 施策名 | 人権の擁護 | | 政策体系上の位置付け |
| | （評価書96頁） | | Ⅲ－10－（1） |
| 施策の概要 | 人権の擁護に関する施策を総合的に推進し，人権が尊重される社会の実現に寄与する。 | | |
| 予算額 | 平成23年度予算額：3,210,130千円 | 評価方式 | 総合評価方式 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>1 Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動については，多くの来場者がある公式戦等の試合会場において，人権についての必要性・重要性を広くアピールすることができたほか，テレビや新聞による報道等，二次的効果も認められる有益な活動であったと評価できる。</p> <p>また，全国中学生人権作文コンテストについては，平成23年度は全中学校数の60パーセント以上の中学校から，89万3,258通と過去最高の応募があり，多数の者に対して人権尊重の重要性，必要性についての理解を促すことができたと評価できる。</p> <p>さらに，ミニフェスティバルについては，約90パーセントの人々が「満足」，人権問題について「関心や理解が深まった」と回答していること，ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」については，90パーセント以上の人々がハンセン病について「関心や理解が深まった」と回答していることから，人権問題についての関心や理解を深めるとともに，偏見・差別を解消するという所期の目的に対し，十分な効果があったと評価できる。</p> <p>2 児童，高齢者，障害のある人への虐待，配偶者やパートナーからの暴力，自殺にいたるような深刻な「いじめ」，インターネットを利用した人権侵害等の人権問題は大きな社会問題となっている状況を踏まえると，これらの問題について，緊急に施策を講じる必要があり，平成23年においては，①「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用，②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布，③社会福祉施設等における特設相談所の開設等の施策により266,665件の人権相談を受け，人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案22,072件については人権侵害事件として対応したことから，実効的な被害者救済に役立つものとして，効果的であったと評価できる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>1 人権啓発の更なる推進について，必要性，効率性及び有効性が認められることから，引き続き，この施策を推進していく必要がある。</p> <p>なお，ミニフェスティバルについては，より地域の実情に応じた事業となるよう都道府県等と検討するとともに，平成21年度の内閣府行政刷新会議において，政府の広報・イベント経費は，費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されていることを踏まえ，より一層その効果を検証し，引き続き，実施方法等の見直しを検討する。</p> <p>2 人権相談・調査救済体制の整備は，人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり，人権相談・調査救済体制の周知等に努めるほか，国民にとってより一層相談しやすい環境を整え，人権侵害事案への対応を適切に行うなど，本施策を推進していく必要がある。</p> | | |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | | | |

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23-（12））

評価実施時期：平成24年 8 月

担当部局名：大臣官房訟務企画課

| | | | | |
|--------------------------------|---|------------|--|-----------|
| 施 策 名 | 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 (評価書132頁) | | 政策体系上の位置付け | IV-11-(1) |
| 施 策 の 概 要 | 国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより，国民の期待に応える司法制度の実現に寄与する。 | | | |
| 予 算 額 | 平成23年度予算額：1,730,659千円 | 評 価 方 式 | 総合評価方式 | |
| 政 策 評 価 の 結 果 の 概 要 | <p>国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することは，国の正当な利益を擁護するとともに，国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り，法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながり，非常に重要である。</p> <p>国の利害に関係のある訴訟を統一かつ適正・迅速に処理するためには，訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進を図る必要があるが，これは，①各種会議等の開催及び内容の充実化による訟務担当者の情報共有及び能力向上，②モバイルパソコンの活用による争点整理等に要する時間の短縮，準備書面等の作成の効率化，③テレビ会議装置の導入による事件対応の効率化・迅速化，④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進等により，おおむね実現することができたものとする。</p> <p>上記各施策を実施することは，訟務組織がこれまでに蓄積してきたノウハウをより一層向上させることになり，限られた行政資源で適正・迅速な訴訟対応をすることができるという点で効率性を有している。</p> <p>また，近時，事件自体が一層複雑・困難化している中，このような訴訟であっても審理期間の短縮に努めることが当事者としての国にも求められているところ，地方裁判所において言渡しされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は，ここ数年一貫して8割を超えており，平成23年度も同様であった。裁判の迅速化という点では，国を当事者とする訴訟についても一定の成果をあげていることができるが，訟務組織において上記各施策を講じたことによって国の訴訟対応がより迅速に行われたものであり，こうした当事者としての国の対応も，このような成果に寄与したものとする。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>上記のとおり，必要性，効率性，有効性のいずれにおいても相応に評価することができることから，適正・迅速な訴訟対応のため，引き続き，訟務組織における人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図ることとする。また，法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。</p> | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） | |
| | 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説 | 平成17年1月21日 | 国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため，裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など，我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は，制度の着実な実施を図ってまいります。 | |

平成23年度政策評価書要旨

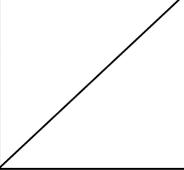
（法務省23-（13））

評価実施時期：平成25年8月（平成24年8月は中間報告） 担当部局名：入国管理局総務課入国管理企画官室

| | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------|---------------------|
| 施策名 | 出入国の公正な管理 <div style="text-align: right;">（評価書139頁）</div> | 政策体系上の位置付け | V-12-(1) |
| 施策の概要 | <p>不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会を実現に向けた取組を進めるとともに、円滑な出入国審査の実施を実施することにより国際交流を推進する。</p> | | |
| 予算額 | 平成23年度予算額：12,084,266千円 | 評価方式 | 総合評価方式 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けた取組 平成23年度は、新しい在留管理制度の平成24年7月の導入のための関係政省令を整備したほか、摘発体制の強化を始めとする総合的な不法滞在者対策を推進し、前年同期と比較して14.6パーセントの不法滞在者を減少させた。 これらの取組は、外国人と日本人が安心して共生できる社会の創出という社会のニーズに合致しており、国が優先して取り組む必要性が認められる。また、これらの取組にあたっては、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく取り組んだものであり、効率性及び有効性が認められる。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進 平成23年度は、審査待ち時間の短縮に向け事前旅客情報システム（APIS）等各種取組を一層進めた結果、成田、羽田及び中部空港において、最長待ち時間を年平均で20分以下とするなど、審査待ち時間短縮に一定の成果を挙げた。 これらの各種取組は、観光立国実現に貢献するものであるから、社会のニーズに合致し、国が優先して行う必要性が認められる。また、外国人に対する出入国審査を円滑に行うに際して、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく取り組んだものであり、効率性及び有効性が認められる。</p> <p style="text-align: center;">（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けた取組 新しい在留管理制度の円滑な実施及び不法滞在者等対策を今後も着実に進めていき、不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向け取り組む。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進 最長審査待ち時間を年平均で20分以下にできるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム（APIS）、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的な利用の促進を推進していく。また、入国審査の待ち時間を短縮するために入国審査官の一層機動的な配置を行っていく予定である。 さらに、外航大型客船（クルーズ船）の乗客に対する新しい審査手法の円滑な実施及び空港における審査ブースコンシェルジュの配置拡大等のほか、個人識別情報を活用した審査に係る次世代外国人出入国情報システムの運用の効率化等を図り、審査時間の短縮化につなげる予定である。</p> | | |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 | 平成20年12月22日 | 第3-2-① 新たな在留管理制度の創設 |
| | 経済財政改革の基本方針2009 | 平成21年6月23日 | 第2章-1 成長戦略の推進 |

平成23年度政策評価書要旨

(法務省23- (14))

| | | | | | |
|---------------------------------------|---|----------------|----------------|----------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2)) (評価書155頁)</p> | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。</p> | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施するとともに，国際会議への参加を通じて，情報把握及び同研修所のネットワークの維持強化を図る。 ・国際研修，諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催により，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図り，開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることによって支援対象国の発展に寄与し，さらに我が国の国際社会における地位を向上させる。</p> | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <p>区分</p> | <p>21年度</p> | <p>22年度</p> | <p>23年度</p> | <p>24年度</p> |
| <p>予 算 の 状 況 (千円)</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>183,830</p> | <p>177,534</p> | <p>133,259</p> | <p>161,084</p> |
| | <p>補正予算(b)</p> | <p>△7,784</p> | <p>△6,993</p> | <p>0</p> | <p>—</p> |
| | <p>繰越し等(c)</p> | <p>0</p> | <p>△951</p> | <p>951</p> |  |
| | <p>合計(a+b+c)</p> | <p>176,046</p> | <p>169,590</p> | <p>134,210</p> | |
| | <p>執行額(千円)</p> | <p>165,693</p> | <p>157,676</p> | <p>124,357</p> | |
| <p>施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p> | <p>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） 「我々は，国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について，各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに，国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また，より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で，助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は，適切な二国間，地域間又は多国間のチャンネルを通じて，我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し，また，その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」 ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） 「司法制度，刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策，手続及び体制を整備し，並びに法執行，検察，裁判，弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み，我々はここに，適切な二国間，地域間又は多国間のチャンネルを通じて，我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し，また，その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」 ○我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項） 「法制度整備支援は，自由，民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着，途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり，海外経済協力の重要分野の一つとして，戦略的に進めていくべきである。」 ○法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）</p> | | | | |

「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（１）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（２）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（３）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」

○インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進（平成23年12月24日閣議決定「日本再生の基本戦略」について）

「開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤の整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進する。」

| | | | | | | |
|-------------------|--|-------------------------------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 1 国際連合に協力して行う国際研修の実施状況 | 平成23年度目標 | | | | |
| | | 充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。 | | | | |
| | | 施策の進捗状況（実績） | | | | |
| | 別添1-1（別表1）のとおり、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施し、各国の刑事司法関係者の実務運用に資するための知識及び手法の習得に貢献した。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして、第5回「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を東京で開催し、同地域における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。 | | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| 国際研修の実施件数（件） | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | |
| 国際研修への参加人数（人） | 168 | 162 | 162 | 155 | 130 | |
| 国際研修参加者の研修に対する満足度 | 別添1-2のとおり | | | | | |

| | | | | | | |
|------|--------------------|-----------|--|--|--|--|
| 測定指標 | 2 国際会議への参加回数及び参加人数 | 平成23年度目標値 | | | | |
| | | 参加回数3回以上 | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---------|----------|------|------|------|------|------|
| | | 参加人数6人以上 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 一年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 参加回数(回) | — | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| | 参加人数(人) | — | 5 | 4 | 8 | 9 | 6 |

| | | | | | | |
|------|---|----------------------------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 3 法制度整備支援に関する 国際研修の実施状況 | 平成23年度目標 | | | | |
| | | 国際研修を充実強化し、研修参加者の能力を向上させる。 | | | | |
| | | 施策の進捗状況(実績) | | | | |
| | 支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、カンボジア、ラオス、中国、ベトナム等から、司法省職員、裁判官、検察官、弁護士等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとした研修を実施した。研修では、講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。 | | | | | |
| | 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | 国際研修の実施件数(件) | 7 | 11 | 12 | 11 | 9 |
| | 国際研修への参加人数(人) | 72 | 114 | 100 | 100 | 92 |
| | 国際研修参加者の研修に対する満足度 | 別添2-1のとおり | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|------------|------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 4 法制度整備支援に関する 諸外国への調査職員の派遣 件数及び諸外国からの 研究員の招へい人数 | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 派遣件数4件以上 | | | | | |
| | | 招へい人数11人以上 | | | | | |
| | 基準値 | 実績値 | | | | | |
| | | 一年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | | 派遣件数(件) | — | 4 | 3 | 5 | 4 |

| | | | | | | | |
|--|----------|---|---|---|----|----|----|
| | 招へい人数(人) | — | 9 | 8 | 13 | 16 | 20 |
|--|----------|---|---|---|----|----|----|

| | | | | | | | | |
|------|--|------------------------|------|------|------|------|------|-----|
| 測定指標 | 5 法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼件数に 係る対応率及び専門家の 派遣依頼人数に係る対応 率 | 平成23年度目標値 | | | | | | |
| | | 専門家の派遣件数依頼件数に係る対応率100% | | | | | | |
| | | 専門家の派遣依頼人数に係る対応率100% | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | |
| | | 22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| | ※依頼件数、 派遣件数には、 同一専門家に 対し派遣期間 の延長依頼が あった件数を 含む。 | 派遣依頼件数に 係る対応率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 依頼件数(件) | | 9 | 4 | 9 | 13 | 13 |
| | | 派遣件数(件) | | 9 | 4 | 9 | 13 | 13 |
| | ※依頼人数、 派遣人数は延 べ人数である。 | 派遣依頼人数に 係る対応率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | 依頼人数(人) | | 9 | 3 | 11 | 15 | 15 |
| | 派遣人数(人) | | 9 | 3 | 11 | 16 | 15 | |

| | | | | | | | |
|------|------------------------------|----------------|------|------|------|------|------|
| 測定指標 | 6 国際専門家会議の開催回 数及び会議への参加人数 | 平成23年度目標値 | | | | | |
| | | 会議の開催回数1回以上 | | | | | |
| | | 会議への参加人数109人以上 | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 一年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| | | 開催回数(回) | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 参加人数(人) | — | 105 | 121 | 109 | 111 | 129 |

| | | |
|----------------|---------|---|
| 施策に関する 評価結果 | 目標の達成状況 | <p>【指標1について】</p> <p>別添1-1(別表1)のとおり、国際研修・セミナー等を計8回延べ130人に対して実施し、研修参加者の研修に対する満足度(各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合)</p> |
|----------------|---------|---|

| | |
|--------------------|--|
| | <p>は、別添 1-2 のとおり、いずれの質問項目においても90パーセントを超えている。</p> <p>以上の点を踏まえると、平成23年度目標「充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。」を達成したと評価できる。</p> <p>【指標 2 について】</p> <p>国際会議への参加回数及び参加人数は、別添 1-1（別表 2）のとおりであり、いずれも平成23年度目標値を達成したと評価できる（なお、平成23年度の達成すべき目標を平成22年度の「国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。」から「国際会議への参加を通じて、情報把握及び国連アジア極東犯罪防止研修所のネットワークの維持強化を図る。」に変更したことに伴い、今回から、計上対象とする国際会議の範囲を若干変更している。）。</p> <p>【指標 3 について】</p> <p>法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数が前年度を下回っているが、これは実施する研修が、対象国内で実施されている支援の進行状況を反映して決定されているために実施件数等が変動したものである。研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は99パーセントであり、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は100パーセントであったことから、「国際研修を充実強化し、研修参加者の能力を向上させる」とする指標 3 の目標を達成したものと評価できる（アンケートの内容は別添 2-2 のとおり。）。</p> <p>【指標 4 について】</p> <p>法制度整備支援に関する派遣件数及び派遣人数ともに目標値を上回っていることから、指標 4 の目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標 5 について】</p> <p>法制度整備支援に関する派遣依頼件数に係る対応率及び派遣依頼人数に係る対応率は100パーセントであることから、指標 5 の目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標 6 について】</p> <p>法制度整備支援に関わる政府、団体等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を構築するための国際専門家会議の開催回数は目標値と同数であり、同会議への参加人数は目標値を上回っていることから、指標 6 の目標を達成したと評価できる。</p> |
| <p>目標期間終了時点の総括</p> | <p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>国連の施策及び取組を踏まえ、国際スタンダード及び各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修（矯正・保護関係、刑事司法関係、汚職関係及び国際高官セミナー等）を実施した。また、第20回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）を始めとする国際会議に参加することにより、最新の国際的知見・情報を収集し、国連を始めとする関係機関との関係を強化することができた。</p> <p>また、支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修や国際会議の招へい等における成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。</p> <p>したがって、国際協力を推進するという所期の目標を十分達成できたと総括できる。</p> |

国際連合に協力して行う研修・研究及び調査について、国際研修・セミナーの参加者の満足度は、上記のとおり90パーセントを超えており、非常に有効であった。

東京で開催した第5回「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」では、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア8か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナーでは、合計32か国から130名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして講義を行うなど、質の高い内容の研修・セミナーを行い、効率的にその効果を高めた。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究について、法務省法務総合研究所で行う法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意している。また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段である。

国際研修の参加者の満足度は、ほぼ100パーセントであり、非常に有効である。

カンボジア、ラオス、中国、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者であり、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映された。

支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり有効である。

対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催、国際専門家会議の開催、学者や法律実務家等によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援が実施されており、費用に見合った効果を上げた。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際連合に協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後

| | |
|--|--|
| | <p>も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>なお、支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究については、政府においても、平成21年4月「法制度整備支援に関する基本方針」が決定され、同年4月22日の第21回海外経済協力会議において、同基本方針が報告され了承されており、さらには、平成23年12月24日に「日本再生の基本戦略」が閣議決定され、各分野において当面、重点的に取り組む施策として法制度整備支援が盛り込まれていることから、引き続き本施策を継続実施することとする。</p> <p>また、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする（別添3「国際研修実施一覧」、別添4「各国のプロジェクト紹介（法務省ホームページ参考URL：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_project_introduction.html）」参照）。</p> |
|--|--|

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成24年7月27日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。 |
|---------------------------|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国際連合に協力して行う国際協力の推進に関し、車両借上げの回数や業務委託に係る作業について、執行実績を踏まえて見直しを図ることにより、経費を削減した。</p> <p>開発途上国に対する法制度整備支援の推進に関し、研究会等の開催回数や外部講師の謝金等開催計画を見直し、経費を削減した。</p> |
|----|--|

| | | | |
|-------|-----------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 法務総合研究所総務企画部企画課 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|-----------------|----------|---------|

別表 1 平成23年度に実施した研修及び参加国・参加人数

| 研 修 名 | 件数 | 参 加 国 | 人数 |
|-------------------------------|----|--|-----|
| 国際研修・セミナー | 3 | タイ, ネパール, タンザニア, バングラデシュ等 | 55 |
| 国別・地域別研修 | 3 | 中国, ケニア, 中央アジア | 36 |
| 汚職防止刑事司法支援研修 | 1 | バングラデシュ, ケニア, ラオス, モンゴル, ネパール, ナイジェリア等 | 22 |
| 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー | 1 | インドネシア, カンボジア, フィリピン, タイ, ベトナム等 | 17 |
| 計 | 8 | | 130 |

別表 2 平成23年度に開催された国際会議及び参加人数

| 開催地 | 期 間 | 会 議 名 | 人数 |
|----------|------------------|--------------------------------|----|
| ウィーン | 23. 4. 7~17 | 第20回国連犯罪防止刑事司法委員会 | 2 |
| ケンブリッジ | 23. 9. 3~ 7 | 第29回ケンブリッジ経済犯罪国際シンポジウム | 1 |
| シンガポール | 23. 9. 11~17 | 第13回国際刑務所協会年次総会 | 2 |
| ケールマイヨール | 23. 11. 30~12. 6 | 国連犯罪防止刑事司法（プログラムネットワーク）機関間調整会議 | 1 |
| 計 | | (4回) | 6 |

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

| 指標 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------------------------|-------------------|--------|--------|--------------|--------------|
| 研修参加人数 | | 162 | 162 | 155 | 130 |
| 質問 | 回答区分※3 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1 | 多くの知識を習得することができた。 | 49.4% | 63.0% | | |
| | 非常に役立った。 | | | 69.0% (107人) | 80.0% (104人) |
| | 習得することができた。 | 39.9% | 29.6% | | |
| | 役立った。 | | | 26.5% (41人) | 18.5% (24人) |
| | どちらとも言えない。 | 2.7% | 0.6% | 0.6% (1人) | 0% (0人) |
| | 習得できなかった。 | 1.1% | 0.0% | | |
| | 役立たなかった。 | | | 0% (0人) | 0% (0人) |
| | 全く役立たなかった。 | | | 0% (0人) | 0% (0人) |
| | 無回答※5 | 6.9% | 6.8% | 3.9% (6人) | 1.5% (2人) |
| 全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4 | 非常に有益であった。 | 58.2% | 74.3% | 74.2% (95人) | 83.2% (94人) |
| | 有益であった。 | 28.1% | 17.6% | 23.4% (30人) | 14.2% (16人) |
| | どちらとも言えない。 | 3.0% | 2.9% | 0% (0人) | 0.9% (1人) |
| | 有益ではなかった。 | 0.2% | 0.0% | 0% (0人) | 0% (0人) |
| | 全く有益ではなかった。 | | | 0% (0人) | 0% (0人) |
| | 無回答※5 | 10.5% | 5.1% | 2.4% (3人) | 1.8% (2人) |
| グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。 | 非常に役立った。 | 40.2% | 62.3% | 65.8% (102人) | 71.5% (93人) |
| | 役立った。 | 43.3% | 31.5% | 28.4% (44人) | 25.4% (33人) |
| | どちらとも言えない。 | 3.0% | 0.0% | 1.3% (2人) | 0% (0人) |
| | 役立たなかった。 | 0.4% | 0.0% | 0% (0人) | 1.5% (2人) |
| | 全く役立たなかった。 | | | 0.6% (1人) | 0% (0人) |
| | 無回答※5 | 13.1% | 6.2% | 3.9% (6人) | 1.5% (2人) |
| アジア研修官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。 | 非常に有益であった。 | | 75.3% | 72.3% (112人) | 80.8% (105人) |
| | 有益であった。 | | 18.5% | 22.6% (35人) | 17.7% (23人) |
| | どちらとも言えない。 | | 0.0% | 1.3% (2人) | 0% (0人) |
| | 有益ではなかった。 | | 0.0% | 0% (0人) | 0% (0人) |
| | 全く有益ではなかった。 | | | 0% (0人) | 0% (0人) |
| | 無回答※5 | | 6.2% | 3.8% (6人) | 1.5% (2人) |
| この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。 | 非常に有益であった。 | | 68.5% | 64.5% (100人) | 78.5% (102人) |
| | 有益であった。 | | 24.1% | 29.7% (46人) | 18.5% (24人) |
| | どちらとも言えない。 | | 1.2% | 0.6% (1人) | 0% (0人) |
| | 有益ではなかった。 | | 0.0% | 0.6% (1人) | 1.5% (2人) |
| | 全く有益ではなかった。 | | | 0.6% (1人) | 0% (0人) |
| | 無回答※5 | | 6.2% | 4.0% (6人) | 1.5% (2人) |

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

※3 平成20年度と平成21年度・22年度・23年度とでは、回答区分が異なっている。

※4 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※5 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※6 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

| 指標 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--|--------|--------|--------|--------|
| 研修参加人数 | | 114 | 100 | 104 | 92 |
| アンケート回収数 | | 114 | 100 | 104 | 92 |
| アンケート回収率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

| 質問 | 回答区分※6 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|---------------------|--------|--------|------------|------------|
| 新しい知識を習得したか | 今後の役に立つ多くの知識を習得できた。 | 72.8% | / | / | / |
| | 多くの知識を習得できた。 | 23.7% | 74.0% | 68.3%(71人) | 56.5%(52人) |
| | 習得できた。 | 2.6% | 25.0% | 31.7%(33人) | 42.4%(39人) |
| | どちらとも言えない。 | / | 0.0% | 0%(0人) | 1.1%(1人) |
| | あまり習得できなかった。 | 0.9% | / | / | / |
| | 習得できなかった。 | / | 1.0% | 0%(0人) | 0%(0人) |
| | 全く習得できなかった。 | / | 0.0% | 0%(0人) | 0%(0人) |
| 研修が有意義であったか | 大変有意義であった。 | 86.8% | 86.0% | 82.7%(86人) | 83.7%(77人) |
| | 概ね有意義であった。 | 13.2% | / | / | / |
| | 有意義であった。 | / | 14.0% | 17.3%(18人) | 16.3%(15人) |
| | どちらとも言えない。 | 0.0% | 0.0% | 0%(0人) | 0%(0人) |
| | あまり参考にならなかった。 | 0.0% | / | / | / |
| | 有意義でなかった。 | / | 0.0% | 0%(0人) | 0%(0人) |
| | 全く有意義でなかった。 | / | 0.0% | 0%(0人) | 0%(0人) |

※ 平成20年度と平成21年度・22年度・23年度とは、回答区分が異なっている。

研修アンケート

(各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名：

実施日：

1 研修の期間は適切でしたか？

| | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 長すぎた。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | ちょうど良かった。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 短すぎた。 | <input type="checkbox"/> |

2 講義，協議時における教室等の環境はどうでしたか？

| | | |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | 快適だった。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | どちらとも言えない。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | あまり快適ではなかった。 | <input type="checkbox"/> |

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

| | | |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | 多くの知識を修得できた。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 修得できた。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | どちらとも言えない。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 修得できなかった。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 全く修得できなかった。 | <input type="checkbox"/> |

4 研修全般については、どうでしたか？

| | | |
|---|-------------|--------------------------|
| 1 | 大変有意義であった。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 有意義であった。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | どちらとも言えない。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 有意義でなかった。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 全く有意義でなかった。 | <input type="checkbox"/> |

ご協力に感謝します。

国際研修実施一覧

平成24年4月1日現在

| 年度 | 回数 | 名称 | 対象国(人員) | 期間 | テーマ | 備考 |
|-------|----|------------------|--|---------------------|--|----|
| 平成6年度 | 1 | 第1回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(6) | H6.10.3~10.7(1週間) | 日本における民事法の概要等 | |
| 平成7年度 | 1 | 第2回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H7.10.16~11.2(3週間) | 日本における国籍法等の概要 | |
| | 2 | 第1回カンボジア司法支援研修 | カンボジア(6) | H8.2.27~3.15(3週間) | 司法制度の概要 | |
| 平成8年度 | 1 | ベトナム国法整備支援研修(刑法) | ベトナム(5) | H8.8.19~8.30(2週間) | 刑法, 刑事訴訟法 | |
| | 2 | 第3回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H8.9.2~9.20(3週間) | 商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要 | |
| | 3 | 第2回カンボジア司法支援研修 | カンボジア(6) | H8.11.19~12.12(3週間) | 日本の司法制度概要 | |
| | 4 | ロシア司法関係専門家招聘 | ロシア(4) | H9.1.21~1.30(10日間) | 日本の司法制度 | |
| | 5 | 第1回国際民商事法研修 | モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7) | H9.2.17~3.20(5週間) | 円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成) | |
| 平成9年度 | 1 | 第4回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(8) | H9.6.16~7.4(3週間) | 戸籍・登記・供託 | |
| | 2 | 第5回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(12) | H9.10.13~10.31(3週間) | 民事執行法・民事訴訟法 | |
| | 3 | 第3回カンボジア司法支援研修 | カンボジア(5) | H10.1.13~2.6(3週間) | 日本の司法制度概要 | |
| | 4 | 第2回国際民商事法研修 | カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6) | H10.2.2~3.6(5週間) | 円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム) | |

機密性2 完全性2 可用性2

| 年度 | 回数 | 名称 | 対象国(人員) | 期間 | テーマ | 備考 |
|--------|----|-----------------|---|----------------------|--|----|
| 平成10年度 | 1 | 第6回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(9) | H10.6.15~7.10(4週間) | 会社法(証券取引法を含む) | |
| | 2 | 第7回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(11) | H10.10.5~10.30(4週間) | 知的財産権 | |
| | 3 | カンボジアカウンターパート研修 | カンボジア(2) | H10.8.24~9.18(3週間) | 司法行政の在り方, 裁判官・検察官の任用及び研修制度 | |
| | 4 | 第4回カンボジア司法支援研修 | カンボジア(15) | H11.1.12~2.5(3週間) | 民法・民事訴訟法 | |
| | 5 | 第1回汚職防止刑事司法支援研修 | カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ラトヴィア(1) ザンビア(1) 日本(3) | H10.11.16~12.11(4週間) | 汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究 | |
| | 6 | 第3回国際民商事法研修 | カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6) | H11.2.1~3.5(5週間) | 円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点 | |
| | 7 | インドネシア経済法研修 | インドネシア(20) | H10.10.2~11.25(8週間) | 経済関係法 | |
| | 8 | 第1回ラオス法整備支援研修 | ラオス(17) | H11.2.19~3.12(3週間) | 基本法・環境法・地方自治法 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国（人員） | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|-----------------|--|-------------------------|--|-----------------|
| 平成11年度 | 1 | 第8回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H11. 6. 7～ 7. 2（4週間） | 刑事手続 | |
| | 2 | 第9回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H11. 10. 4～10.29（4週間） | 民事責任 | |
| | 3 | ベトナム最高人民検察院研修 | ベトナム(10) | H11. 10. 18～11. 5（3週間） | 刑事手続と検察官の役割 | 国連開発計画(UNDP)の支援 |
| | 4 | 第5回カンボジア司法支援研修 | カンボジア(15) | H12. 1. 17～ 1. 21（1週間） | 日本の司法制度概要 | |
| | 5 | 第2回汚職防止刑事司法支援研修 | カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3) | H11. 11. 15～12. 10（4週間） | 汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究 | |
| | 6 | 第4回国際民事法研修 | カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6) | H12. 1. 24～ 2. 25（5週間） | 円滑な民事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討 | |
| | 7 | 第2回ラオス法整備支援研修 | ラオス(10) | H11. 11. 8～12. 3（4週間） | 基本法・経済法・司法制度 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国（人員） | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|---------------------|--|-------------------------|---|-----------------|
| 平成12年度 | 1 | カンボジア民法起草支援研修 | カンボジア(5) | H12. 7. 10～ 7. 21（2週間） | 民法起草支援 | |
| | 2 | カンボジア民法起草支援研修 | カンボジア(5) | H12. 9. 4～ 9. 14（2週間） | 民法起草支援 | |
| | 3 | カンボジア民事法制度研究 | カンボジア(6) | H13. 2. 19～ 3. 5（2週間） | 民法及び民法起草支援 | 法総研予算 |
| | 4 | 第3回ラオス法整備支援研修 | ラオス(10) | H12. 11. 6～11. 17（3週間） | 基本法・経済法・司法制度 | |
| | 5 | 第10回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H12. 6. 5～ 6. 30（4週間） | 日本の司法制度、戸籍・犯歴制度 | |
| | 6 | 第11回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H12. 9. 18～10. 13（4週間） | 弁護士制度、WTO加盟問題 | |
| | 7 | 第12回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H12. 10. 16～11. 10（4週間） | 日本の検察、刑事手続関係 | |
| | 8 | 第13回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(9) | H13. 2. 19～ 3. 16（4週間） | 日本の裁判所制度関係 | |
| | 9 | 第5回国際民事法研修 | カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5) | H13. 1. 22～ 2. 23（5週間） | 円滑な民事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究 | |
| | 10 | 法律関係業務支援多国研修(ADB研修) | 中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3) | H12. 5. 18～ 7. 26（70日） | 日本の政府機関の運営や立法作業等の現状 | アジア開発銀行(ADB)の支援 |
| | 11 | 行政強制制度に関する研修 | 中国(10) | H12. 4. 18（1日） | 日本の行政執行制度の仕組みと運用について | |
| | 12 | ロシア公務員（不動産登記専門家）研修 | ロシア(8) | H13. 1. 29～ 2. 2（5日） | 不動産登記制度関係 | |
| | 13 | ラオス司法省カウンターパート研修 | ラオス（1） | H13. 3. 21～ 4. 27（6週間） | 日本の司法制度研究 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国(人員) | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|------------------------|--|--------------------------|--|-----|
| 平成13年度 | 1 | 第14回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H13. 5. 14～ 6. 8 (4週間) | 民事・刑事における検察官の役割と人材育成 | |
| | 2 | 第15回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H13. 6. 18～7. 13 (4週間) | 法曹養成と弁護士制度 | |
| | 3 | カンボジア民事訴訟法起草支援研修 | カンボジア(8) | H13. 8. 27～ 9. 7 (2週間) | 民訴訟起草支援 | |
| | 4 | 第16回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H13. 9. 17～10. 12 (4週間) | 民事訴訟手続 | |
| | 5 | 第4回ラオス法整備支援研修 | ラオス(15) | H13. 10. 15～11. 9 (4週間) | 基本法・経済法・司法制度 | |
| | 6 | カンボジア民法起草支援研修 | カンボジア(8) | H13. 12. 3～12. 21 (3週間) | 民法起草支援 | |
| | 7 | 第6回国際民商事法研修 | カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7) | H14. 2. 4～ 3. 8 (5週間) | 訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR | |
| | 8 | 第17回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H14. 2. 25～ 3. 20 (4週間) | 民法改正共同研究 | |
| | 9 | 第5回ラオス法整備支援研修 | ラオス(14) | H14. 2. 25～ 3. 22 (4週間) | 基本法・経済法・司法制度 | |
| | 10 | 日本・モンゴル司法制度比較セミナー | モンゴル(5) | H13. 10. 29～11. 13 (2週間) | 日豪司法制度比較研究 | |
| | 11 | ウズベキスタン国法整備支援カウンタ バト研修 | ウズベキスタン(3) | H14. 4. 1～ 4. 19 (3週間) | 日本との司法制度比較研究 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国(人員) | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|-------------------------------|---|---------------------------|-----------------------------------|-----|
| 平成14年度 | 1 | 第18回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(9) | H14. 5. 13～ 6. 7 (4週間) | 市場経済を進展させるための経済の刑事的規制 | |
| | 2 | 第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修 | フィリピン(15) 日本(3) | H14. 6. 3～ 6. 24 (3週間) | フィリピン司法制度の効率的運用 | |
| | 3 | 第19回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(10) | H14. 6. 24～ 7. 19 (4週間) | 証券取引市場をめぐる法制度とその運用 | |
| | 4 | 第1回インドネシア法整備支援研修 | インドネシア(11) | H14. 7. 8～ 7. 27 (3週間) | 日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究 | |
| | 5 | 第20回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(10) | H14. 9. 17～10. 11 (4週間) | 民事訴訟手続 | |
| | 6 | 第6回ラオス法整備支援研修 | ラオス(15) | H14. 10. 15～10. 25 (10日間) | 市場経済の基礎をなす民事法の役割と国際取引 | |
| | 7 | カンボジア民法起草支援研修 | カンボジア(8) | H14. 11. 5～11. 29 (3週間) | 民法及び民事訴訟法起草支援 | |
| | 8 | 第1回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(6) | H14. 10. 28～11. 22 (4週間) | 経済取引を促進する法制度 中小企業に関する法制度を中心として | |
| | 9 | 第7回国際民商事法研修 | カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9) | H15. 1. 20～ 2. 21 (5週間) | 知的財産権に関する法制度の研究 | |
| | 10 | 第21回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(9) | H15. 2. 17～ 3. 7 (4週間) | 担保取引をめぐる法制度とその運用 | |
| | 11 | 第7回ラオス法整備支援研修 | ラオス(12) | H15. 3. 10～ 3. 20 (10日間) | 市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割 | |
| | 12 | カンボジア法整備支援研修 | カンボジア(8) | H15. 3. 24～ 4. 11 (20日間) | 民法及び民事訴訟法 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国 (人員) | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|---|--|---------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 平成15年度 | 1 | 第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー) | インドネシア(17) | H15. 6. 9～ 7. 4 (4週間) | 公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究 | |
| | 2 | 日本・インドネシアADR比較研究セミナー | インドネシア(4) | H15. 10. 20～10. 31 (12日間) | 裁判外紛争処理 | |
| | 3 | 第2回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(10) | H15. 10. 27～11. 21 (4週間) | 経済取引を促進する法制度担保制度及び不動産登記制度を中心として | |
| | 4 | 第8回ラオス法整備支援研修 | ラオス(16) | H15. 11. 10～ 11. 2 (12日間) | 海外投資と債権担保 | |
| | 5 | 第9回ラオス法整備支援研修 | ラオス(10) | H16. 1. 13～ 1. 30 (18日間) | 教科書作成支援 | 招へい研究員(4名)を含む |
| | 6 | 第22回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(10) | H16. 2. 4～ 3. 4 (4週間) | 法曹養成制度及び法曹実務教育 | |
| | 7 | 2003年度国際民事法研修(地域別) | カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6) | H16. 2. 16～ 3. 26 (6週間) | 知的財産権に関する法制度の比較研究 | 招へい研究員(モンゴル2名)を含む |
| 平成16年度 | 1 | 第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー) | インドネシア(12) | H16. 6. 2～ 7. 2 (4週間) | 公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究 | |
| | 2 | カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成) | カンボジア(7) | H16. 9. 6～ 9. 15 (10日間) | 法曹養成 | |
| | 3 | 第10回ラオス法整備支援研修 | ラオス(10) | H16. 9. 27～10. 15 (11日間) | 判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成 | |
| | 4 | 第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修 | ウズベキスタン(12) | H16. 10. 1～10. 29 (29日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 5 | 第11回ラオス法整備支援研修 | ラオス(12) | H16. 11. 4～11. 18 (15日間) | 民法教科書作成 | |
| | 6 | カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草) | カンボジア(8) | H17. 1. 31～ 2. 18 (19日間) | 民法・民訴法起草 | |
| | 7 | 第23回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(9) | H17. 1. 25～ 2. 4 (11日間) | 法曹養成制度及び法曹実務教育 | |
| | 8 | 第24回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(12) | H17. 2. 21～ 3. 4 (12日間) | ベトナム改正民法起草 | |
| | 9 | 2004年度国際民事法研修(地域別) | カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5) | H17. 1. 31～ 3. 4 (33日間) | 海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国 (人員) | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|---|--|---------------------------|------------------------------------|-----|
| 平成17年度 | 1 | 第12回ラオス法整備支援研修 | ラオス(8) | H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間) | 民法教科書作成 | |
| | 2 | 第4回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(6) | H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 3 | 第25回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(14) | H17. 9. 6～ 9. 16 (11日間) | 判決書標準化 | |
| | 4 | 第1回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(6) | H17. 9. 27～10. 14 (18日間) | 法曹養成 | |
| | 5 | 第13回ラオス法整備支援研修 | ラオス(7) | H17. 11. 7～11. 18 (12日間) | 民法教科書作成 | |
| | 6 | 第5回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(6) | H17. 11. 14～11. 25 (12日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 7 | 第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー) | インドネシア(12) | H17. 12. 5～12. 16 (12日間) | 公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究 | |
| | 8 | カンボジア法整備支援研修(立法支援) | カンボジア(6) | H18. 2. 6～ 2. 17 (12日間) | 民法・民訴法起草 | |
| | 9 | 第26回ベトナム法整備支援研修 | ベトナム(10) | H18. 2. 5～ 2. 17 (12日間) | 法曹養成 | |
| | 10 | 2005年度国際民事法研修(地域別) | ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5) | H18. 2. 6～ 3. 10 (33日間) | 海外投資を取り巻く法的枠組み 国際会社法 | |
| 平成18年度 | 1 | 第6回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(3) | H18. 5. 22～ 5. 29 (8日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 2 | 第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー) | インドネシア(12) | H18. 7. 3～ 7. 14 (12日間) | 公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究 | |
| | 3 | 第7回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(2) | H18. 7. 31～ 8. 7 (8日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 4 | 第8回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(2) | H18. 9. 4～ 9. 12 (9日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 5 | ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究 | ベトナム(4) | H18. 10. 8～10. 17 (10日間) | 日越司法制度研修及び研究 | |
| | 6 | 第9回ウズベキスタン法整備支援研修 | ウズベキスタン(2) | H18. 11. 13～11. 27 (15日間) | 倒産法注釈書作成 | |
| | 7 | 第14回ラオス法整備支援研修 | ラオス(7) | H18. 11. 21～12. 1 (11日間) | プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容 | |
| | 8 | 2006年度国際民事法研修(地域別) | ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5) | H19. 2. 5～ 3. 9 (33日間) | コーポレート・ガバナンス 非市場型ガバナンス | |
| | 9 | 第2回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(16) | H19. 2. 19～ 3. 3 (13日間) | 法曹養成 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国 (人員) | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|--------------------------------------|--|--------------------------|--------------------------------|-----|
| 平成19年度 | 1 | 第3回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(16) | H19. 7. 9～ 7. 20 (12日間) | 法曹養成 | |
| | 2 | ウズベキスタン 倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ | ウズベキスタン(2) | H19. 8. 31～ 9. 6 (7日間) | 意見交換 | |
| | 3 | 第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修 | インドネシア(12) | H19. 10. 22～11. 2 (12日間) | 和解・調停制度研修 | |
| | 4 | 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修 | 中国(8) | H19. 11. 12～11. 21(10日) | 民事訴訟法・仲裁法改善 | |
| | 5 | 第27回ベトナム国法整備支援研修 | ベトナム(10) | H19. 11. 19～11. 29(11日間) | 国家賠償法草案作成支援 | |
| | 6 | 2007年度国際商事法研修(地域別) | ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4) | H20. 2. 4～ 3. 7(33日間) | コーポレート・ガバナンス 非市場型ガバナンス | |
| 平成20年度 | 1 | 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修 | 中国(9) | H20. 5. 19～5. 30(12日) | 民事訴訟法・仲裁法改善 | |
| | 2 | 第28回ベトナム法整備支援研修(SPP) | ベトナム(10) | H20. 6. 23～7. 4(12日) | 犯罪学研究センター設立支援 | |
| | 3 | 第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修 | インドネシア(12) | H20. 7. 7～7. 18(12日) | 和解・調停制度研修 | |
| | 4 | 第29回ベトナム法整備支援研修(SPC) | ベトナム(10) | H20. 8. 18～8. 29(12日) | 裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策 | |
| | 5 | 第4回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(7) | H20. 10. 6～10. 17(12日) | 法曹養成 | |
| | 6 | 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修 | 中国(10) | H20. 11. 5～11. 14(10日) | 民事訴訟法・仲裁法改善 | |
| | 7 | 第1回中央アジア比較法制研究セミナー | カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4) | H20. 12. 10～12. 19(10日) | 中央アジア諸国における企業法制 | |
| | 8 | カンボジア法整備支援研修 | カンボジア(14) | H21. 2. 9～2. 20 (12日) | 民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援 | |
| | 9 | 第5回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(4) | H21. 3. 9～3. 17 (9日) | 民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等 | |
| | 10 | 第30回ベトナム法整備支援研修(SPP) | ベトナム(16) | H21. 3. 9～3. 19 (11日) | 刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国 (人員) | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|--------------------------------|---|-------------------------|-----------------------------|-----|
| 平成21年度 | 1 | 東ティモール法案作成能力向上研修 | 東ティモール(2) | H21. 7. 27～8. 7(12日) | 法案作成能力向上支援 | |
| | 2 | 第31回ベトナム法整備支援研修(司法省) | ベトナム(7) | H21. 8. 17～8. 21(5日) | 不動産登記法・担保取引登録法起草支援 | |
| | 3 | カンボジア法整備支援研修 | カンボジア(8) | H21. 9. 9～9. 17(9日) | 民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援 | |
| | 4 | 第6回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(6) | H21. 10. 5～10. 16(12日) | 法曹養成 | |
| | 5 | 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修 | 中国(11) | H21. 11. 2～11. 13(12日) | 民事訴訟法・仲裁法改善, 権利侵害責任法 | |
| | 6 | インドネシア国別研修 | インドネシア(12) | H21. 11. 2～11. 13(12日) | 法廷と連携した和解・調停実施 | |
| | 7 | 第7回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(7) | H21. 11. 11～11. 18(8日) | 民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等 | |
| | 8 | 第32回ベトナム法整備支援研修(SPP) | ベトナム(10) | H21. 11. 30～12. 11(12日) | 改正刑事訴訟法起草 | |
| | 9 | 第2回中央アジア比較法制研究セミナー | カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3) | H21. 12. 9～12. 18(10日) | 中央アジア諸国における企業法制 | |
| | 10 | 第33回ベトナム法整備支援研修(SPP) | ベトナム(10) | H21. 12. 21～12. 25(5日) | ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策 | |
| | 11 | 第34回ベトナム法整備支援研修(SPC) | ベトナム(10) | H22. 2. 23～3. 5(11日) | 裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策 | |
| 平成22年度 | 1 | 平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」 | 中国(12) | H22. 7. 12～7. 21(10日) | 国際私法草案作成支援 | |
| | 2 | ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」 | ネパール(12) | H22. 7. 14～7. 23(10日) | 刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究 | |
| | 3 | 東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」 | 東ティモール(2) | H22. 8. 9～8. 17(9日) | 法案作成能力向上支援 | |
| | 4 | ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」 | ネパール(7) | H22. 8. 19～8. 25(7日) | 民法草案の改善及び関連法整備支援 | |
| | 5 | 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修 | 中国(12) | H22. 10. 11～10. 19(9日) | 民事訴訟法・仲裁法改善支援 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国（人員） | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|--------|----|----------------------------|---|-------------------------|-------------------|--------|
| | 6 | 第8回カンボジア法曹養成支援研修 | カンボジア(7) | H22. 10. 18～10. 29(12日) | 法曹養成 | |
| | 7 | 第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ) | ベトナム(7) | H22. 11. 8～11. 12(5日) | 戸籍法起草支援 | |
| | 8 | インドネシア裁判官人材育成強化支援研修 | インドネシア(10) | H22. 11. 29～12. 3(5日) | 裁判官人材育成強化支援 | |
| | 9 | 第3回中央アジア比較法制研究セミナー | カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3) | H22. 12. 7～12. 17(12日) | 中央アジア諸国における企業法制 | |
| | 10 | 第36回ベトナム法整備支援研修(SPP) | ベトナム(7) | H22. 12. 13～12. 22(11日) | 刑事訴訟法改正支援 | |
| | 11 | 第37回ベトナム法整備支援研修(SPC) | ベトナム(7) | H23. 1. 13～1. 21(8日) | 民事訴訟法改正支援 | |
| | 12 | カンボジア法整備支援研修 | カンボジア(14) | H23. 2. 1～2. 10(10日) | 不動産登記制度に関する省令起草支援 | |
| | 13 | 第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修 | ラオス(13) | H23. 3. 14～3. 22(9日) | 民法のモデル教材作成支援 | 1名途中帰国 |
| 平成23年度 | 1 | 第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP) | カンボジア(6) | H23. 6. 20～6. 24(5日) | 法曹養成 | |
| | 2 | 第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP) | カンボジア(7) | H23. 10. 3～10. 14(12日) | 法曹養成 | |
| | 3 | 第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修 | ラオス(13) | H23. 10. 17～10. 28(12日) | 刑事訴訟法のモデル教材作成支援 | |
| | 4 | 平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」 | 中国(8) | H23. 11. 7～11. 12(6日) | 裁判官養成 | |
| | 5 | 第4回中央アジア比較法制研究セミナー | カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2) | H23. 12. 5～12. 16(12日) | 中央アジア諸国における企業法制 | |
| | 6 | 平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」 | 中国(11) | H24. 1. 10～1. 16(7日) | 民事訴訟法改正支援 | |
| | 7 | 第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修 | ラオス(15) | H24. 1. 23～2. 3(12日) | 民事訴訟法のモデル教材作成支援 | |
| | 8 | 第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ) | ベトナム(15) | H24. 2. 27～3. 9(12日) | 民法改正支援 | |

| 年度 | 回数 | 名 称 | 対象国（人員） | 期 間 | テ ー マ | 備 考 |
|----|----|----------------------|----------|-----------------------|------------|-----|
| | 9 | 第39回ベトナム法整備支援研修(SPC) | ベトナム(10) | H24. 3. 12～3. 21(10日) | 裁判所組織法改正支援 | |

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。



[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [施設等機関](#) > [法務総合研究所フロントページ](#) > [法務総合研究所国際協力部](#) > [各国のプロジェクト紹介](#)

各国のプロジェクト紹介

ベトナム

ベトナムに対する支援は、1994年10月に法務省がベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことから始まりました。以後、必要に応じてその規模を拡大しながら、支援を継続しています。2007年4月開始の「法・司法制度改革支援プロジェクト」は2011年3月に終了し、2011年4月から同プロジェクトフェーズ2に移行しています。

今後も、ベトナムに対しては、裁判実務の改善のための支援活動を行うとともに、これにより得られた知識や経験を活かしながら、民法、刑事訴訟法の改正等法令の起草支援活動及び人材育成支援活動を実施していく予定です。

カンボジア

カンボジアに対する支援として、1999年3月に、民法及び民事訴訟法の起草支援を目的とする「法制度整備プロジェクト」が開始されました。その結果、両法がカンボジアの国会で成立しています。その後も継続して支援をし、現在は、両法の普及や関連法令の起草支援を目的とする同プロジェクトフェーズ3を実施中です。

また、民法や民事訴訟法が適切に運用されるように、2005年11月から、カンボジア民事教育の質の向上を目的とした「王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」が開始され、現在、同プロジェクトフェーズ2を実施中です。同プロジェクトでは、主に国際協力部教官（日本の検察官、裁判官）を専門家として派遣し、同養成校の「教官候補生」（カンボジアの若手裁判官の中から選抜）の指導や模擬裁判の実施、教材の作成などの支援をしています。

ラオス

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトとして2003年から2007年までの間行われた(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事第一審裁判の判決書作成マニュアル及び検察官マニュアル作成支援に長期・短期の専門家を派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等を行ったのです。

これを踏まえて、2010年7月から、新たにJICAの「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（4年間）が開始されました。このプロジェクトは、ラオスの法律専門家、司法関係機関職員、大学教員等が、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、理論と実務を関連付けて分析し、その結果を教材としてまとめ、さらに、普及活動を通じて、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指すものです。当部では、このプロジェクトに当部教官を長期専門家として派遣しているほか、全面的に協力をしています。

インドネシア

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センター等と協力して、2007年3月から2009年3月までの間、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が強く、2010年4月以降は、法務省独自の取組みとして、裁判官研修制度の改善に向けた支援を行っています。

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、国際協力部では、2008年度から2010年度まで、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施しました。

国際協力部では、中華人民共和国からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）、財団法人国際民事法センター等の関係機関、日本の民事訴訟法・仲裁法専門家等と協力し、2007年11月から2010年10月までの3年間、中国民事訴訟法・仲裁法の改正支援（中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト）を実施しました。2010年7月からは、3年間の予定で、中国民事訴訟法・民事関連法改正支援を開始しています。そして、これらの支援の結果、中国で権利侵害責任法（不法行為法）、涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定されました。

この記事に関する問い合わせ先

〒553-0003

大阪市福島区福島1-1-60大阪中之島合同庁舎

法務省法務総合研究所国際協力部

TEL 06-4796-2153

FAX 06-4796-2157

E-mail icdmoj@moj.go.jp

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23-（15））

評価実施時期：平成24年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

| | | |
|---------------------------------------|---|-------------------|
| 施 策 名 | 施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事） (評価書174頁) | 政策体系上の位置付け |
| | | Ⅶ-14-(2) |
| 事業の概要 | 必要な法務局出張所を整備し、老朽・面積不足等の解消並びに執務効率の向上及び利用者への利便の向上を図る。 | |
| 予算額 | 平成15～17年度予算額：2,647,483千円 | 評価方式 |
| | | 事業評価方式 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（面積不足及び老朽の解消，利用者へのサービス向上並びに業務効率向上を図る）に沿った整備がなされた。</p> <p>2 事業の効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり，基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性，人権，環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性及び保安性について充実した取組（各評価B）がなされており，政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・顧客満足度調査（CS調査）において概ね良好な結果が得られている。 ・大阪法務局北出張所及び大阪法務局本局の面積不足の解消を達成できた。 <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（充実した取組）及びCASBEE指標評価（大変良い（Aランク））の結果から，敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より，事業の目的を概ね果たしていると判断できる。</p> | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | | 記載事項（抜粋） |
| | | |

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23-（16））

評価実施時期：平成24年8月

担当部局名：大臣官房施設課

| | | |
|---------------------------------------|---|-------------------|
| 施策名 | 施設の整備（苫小牧法務総合庁舎整備等事業） (評価書191頁) | 政策体系上の位置付け |
| | | Ⅶ-14-(2) |
| 事業の概要 | 必要な法務総合庁舎を整備し、老朽・面積不足等の解消並びに執務効率の向上及び利用者への利便の向上を図る。 | |
| 予算額 | 平成18～30年度予算額：1,242,981千円 | 評価方式 |
| | | 事業評価方式 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>1 事業の情報となる項目の変化 PFI方式による事業で新規事業採択時の計画（面積不足及び老朽の解消、利用者へのサービス向上並びに業務効率向上を図る）どおりに施設が完成した。また、維持管理・運営事業は平成30年度まで継続中である。</p> <p>2 事業の効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、ユニバーサルデザイン及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性、環境保全性及び防災性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・顧客満足度調査（CS調査）において概ね良好な結果が得られている。 ・面積不足及び駐車場不足の解消を達成できた。 <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より，事業の目的を概ね果たしていると判断できる。</p> | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | | 記載事項（抜粋） |
| | | |

平成23年度政策評価書要旨

（法務省23-（17））

評価実施時期：平成26年8月（平成24年8月は中間報告） 担当部局名：入国管理局総務課入国管理企画官室

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------------------|---|---|--|--|-----------|--|-------------|---|--|--|--|------------------|
| 事業名 | 出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書207頁) | 政策体系上の位置付け V-12-(1) | | | | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | 出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新し、平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 予算額 | 平成23年度予算額：12,325,780千円 | 評価方式 実績評価方式 | | | | | | | | | | | | |
| 政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>平成23年度においては、時代遅れで特定の開発業者の技術等に依存し、維持等に多大なコストがかかるレガシーシステムから、特定の開発業者の技術等に依存せず、多くの開発業者がシステム開発に参入することを可能とすることにより、最新かつ最適で低価格での調達や維持が容易となるオープンシステムに刷新し、平成25年度におけるシステム運用経費を削減するための各種取組を進めた。</p> <p>具体的には、新しい在留管理制度導入のための次世代外国人出入国情報システム及び在留カード等発行システムに係るアプリケーションの開発テスト等が終了したほか、次世代外国人出入国情報システムに係るセンターサーバー及び先行導入端末並びに在留カード等発行システムに係るシステム機器の導入が完了するなど、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下、「最適化計画」という。）に関する最適化工程表どおりに進んでおり、平成23年度の取組に係る目標の達成度合いについてはA判定とした。</p> <p>本事業は、出入国管理行政をめぐる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直すものであり、社会のニーズに合致しており、国が優先して行う必要性が認められる。また、本事業では、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を上げるべく取り組んでおり、効率性も認められる。さらに、上記のとおり、最適化計画における最適化工程表の工程どおりに着実かつ順調に取組が進行しており、有効性も認められる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>引き続き、費用対効果等の観点から、従来機能拡充のためのシステムの導入可否の検討等、業務・システムの最適化に努めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">達成目標</td> <td colspan="3">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td style="width: 25%;">いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td style="width: 15%;">目標値等</td> <td style="width: 45%;">オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.7億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.1億円に抑制する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">測定結果 -</td> </tr> </table> | | 達成目標 | 出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業） | | | 指標 | いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果 | 目標値等 | オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.7億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.1億円に抑制する。 | | | | 測定結果 - |
| 達成目標 | 出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業） | | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果 | 目標値等 | オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.7億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.1億円に抑制する。 | | | | | | | | | | | |
| | | | 測定結果 - | | | | | | | | | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） | | | | | | | | | | | |
| | 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 | 平成20年12月22日 | 第3-2-① 新たな在留管理制度の創設 | | | | | | | | | | | |
| | 新成長戦略 | 平成22年6月18日 | 第3章-(4) 観光立国・地域活性化戦略 | | | | | | | | | | | |